

第 7 章

ドイモイ下のベトナムの 農業協同経営・協同組合運動試論

はじめに

かつて農村の経済機能を一手に担ったベトナムの農業協同組合は、1986年
以来のドイモイ (doi moi, 刷新) に伴い、その物的生産活動を組合員家族・農
家の家族経営に委託・移管するなか、1990年代初頭までに、多くが不振に陥
り、あるいは解散を余儀なくされた。農業協同組合が解散した農村の多くで
は、家族経営の自由意思による農業協同経営 (定義は本章第2節第2項を参照)
が新たに出現した。93年のベトナム共産党第7期第5回中央委員会総会は、
こうした状況を受け、農業協同経営・協同組合運動の奨励・再建策、方向を
提起した。同運動は、96年の党書記局68号指示の発令、97年の「協同組合法」
の施行以来、いっそうの加速が志向され、現在にいたっている。

本章は、以上のように形容しうるドイモイ下のベトナムの農業協同経営・
協同組合運動の全体像を、その先行研究の少ないことに鑑み、党中央がドイ
モイ＝市場経済化の下で農業協同経営・協同組合をなおかつ必要とするのは
なぜなのかという問題関心から考察し、素描したものである⁽¹⁾。「素描した」
とはいえ、かなりの分量となった本章のタイトルに「試論」という2文字を
加えたのは、文献調査による本章の叙述には実態調査を待って初めて証明し
尽くすことのできる部分が若干存在する、と考えるからである。とはいえ、

本章の諸結論を導くにあたって必要とされる主要なベトナム語文献は、すべて参照しえた、とも自負している。

本章は、六つの節に分かれる。第1節では、ドイモイ以前の農業協同組合を第2節以下の叙述に必要なかぎり概観する。第2節では、ドイモイ初期の農業協同組合改革について論ずる。第3節から第5節では、1993年の党第7期第5回中央委員会総会が提起した農業協同経営・協同組合運動の奨励・再建策、方向を考察し（第3節）、これを踏襲した党イデオログ・ベトナムの研究者の同運動に関する議論を紹介した後（第4節）、これらと農業協同経営・協同組合運動の実際、農村の実際との間にはギャップが存在することを詳説し、その理由を指摘する（第5節）。第6節では、96年に発令された党書記局68号指示、97年に施行された「協同組合法」の概容、これらに従う農業協同経営・協同組合運動の現在・問題点を論ずる。本章末の「おわりに」では、第5節で経済的観点から示した諸結論を、その特殊ベトナム的側面について捕捉する。

第1節 ドイモイ以前の農業協同組合

ベトナムは、1986年にドイモイを開始するまで、旧ソ連型の中央集権的計画経済システムに従う国家形成・経済開発、経済運営を志向した。

ベトナムの農業協同組合（正確には「農業生産協同組合」、hop tac xa san xuat nong nghiep）の起源は、同時期に農民の家族経営（kinh te ho gia dinh）を集団化することによって、すなわち個々の農家の労働を集団労働とし耕地・物的資本を集団所有とすることによって形成し発達した集団農場である。1954年来の南北分断のなか、先に社会主義化を志向した北部では、50年代後半からベトナム戦争が激化する60年代半ばまでに、農家総数の90.3%が集団化された⁽²⁾。76年の南北統一の後には、南部でも、70年代末からドイモイの直前までに、比較的多数の農家・耕地が、形式的ではあるにせよ、「生産集団」

(tap doan san xuat) と呼ばれる農業協同組合に編入された。

ドイモイ以前の農業協同組合は、基本的には農村の経済機能を一手に担う経済主体であった。かつて個々の農家が営んだ作物（主に水稲）の作付・栽培・収穫はもとより、農業技術進歩の導入、水利等土地基盤の改良、さらには農道の建設にいたる、ありとあらゆる農業生産活動が、農業協同組合によって営まれた。農業協同組合の農業生産額は、ドイモイが開始された1986年には、農業生産総額の97.5%を占めていた⁽³⁾。

しかし、こうした農業生産活動は、「自由意思・互恵・民主的管理」という農業協同組合の原則とは裏腹に、すべて共産党・政府の設定する計画に従って遂行される国家・政府事業であった。この意味で、ドイモイ以前の農業協同組合は、近年しばしば「半国営企業」と形容されるように、「国家」ないし「政府」であった。農業協同組合の管理は、かつて個人農であった協同組合員が選出し党・政府が公認する管理委員会 (ban quan tri) が、これを担当した。組合員の分配は、実際には均等主義に従った。ちなみに、農業用資材・資金の補給、農業生産物の引渡しは、「私営商人」(tu thuong) が排除されるなか、国営商業・金融機関の代理機関として農村に展開した購入・販売協同組合 (hop tac xa mua ban)、信用協同組合 (hop tac xa tin dung) が、これをサポートした。

農業協同組合は、国家・政府であるかぎり、経済機能以外のさまざまな政治・社会機能、さらには文化機能をも担った⁽⁴⁾。とりわけ、政治機能としては、ベトナム戦争中に北部の協同組合が行政単位たる「社」(xa) に代替して展開した、組合員の兵士としての動員・前線への派遣が、その代表的なものである。また、社会機能としては、これも多くの農業協同組合が展開した、託児所・学校・診療所等の建設・運営、また組合員、組合内・社内の老人・母子家庭・孤児等⁽⁵⁾に対する各種の社会保障の給付等を指摘しうる⁽⁶⁾。言うなれば、農業協同組合は、農村が営む、ありとあらゆる活動のコアであった。

しかし、農業協同組合は、政治・社会機能を担う主体としてはともかく、

経済機能を担う主体としては、失敗した。北部の農業生産性は、1970年代に入ると、日増しに低下した⁽⁷⁾。南部の農業生産額は、70年代末に、特にメコンデルタ地域において大幅に落ち込んだ。

経済の開発途上性、フランスの植民地遺制、長期に及んだ戦争の影響等を与件とすれば、農業協同組合、それがよって立つ旧ソ連型の計画経済は、人口の急速な増加が耕地の制約を由々しくするがゆえに、工業化と農業・農村開発の同時進行が要請される典型的な一開発途上国であるベトナムの経済システムとして、不適格であった。農業協同組合における農業用資材・資金の補給、農産物の引渡しは、重工業の優先開発が志向されるなか、国营・協同組合工業企業よりも価格面で不利な交易条件を常に設定されていた。

農業協同組合は、他面、「半国营企業」であるがために、ドイモイ以前の国营企業が抱えていた欠陥・非効率性をも半ば共有していた。自主権の欠如に起因する組合員のインセンティブの喪失、他方における国家の救済・損失補填の結果たる組合員の無責任性の助長等がそれである。とりわけ後者については、経済が極度な不振に陥った1970年代の末には、農業の集団労働は管理が困難であるため、組合員は野良へは出るが何もせず、ただし報酬は規定どおりに享受するといった類の「情報の非対称性」に起因する「政府の失敗」が、明らかに看取されたのである⁽⁸⁾。

第2節 ドイモイ初期の農業協同組合改革

1986年12月の共産党第6回大会以来遂行されてきたドイモイは、経済的には、国家形成・経済開発、経済運営のあり方を従来の計画経済から市場経済に従うそれへと転換してきた過程である。この「市場経済化」は、1992～93年までは、当時極端な不均衡にあったマクロ経済を安定させる一環として、94年以来今日までは、本格的な経済開発＝「工業化・近代化」(cong nghiep hoa, hien dai hoa)を始動させる一環として遂行されてきた。正確には「社会

主義を志向する国家の管理の下での市場メカニズムに従って活動する各所有セクターの担う商品経済の発達」(phat trien kinh te hang hoa nhieu thanh phan kinh te van dong theo co che thi truong co su quan ly cua nha nuoc theo dinh huong xa hoi chu nghia)と記される、この市場経済化の進展とともに、開発戦略も、工業化と農業・農村開発の同時進行を重視する方向へと転換しつつある。

1986年から92～93年の時期には、マクロ経済の安定化を目指して、企業活動一般を価格メカニズムに従わせるべく、価格・金融・財政等の諸改革が継起して実施された。この過程で、従来不利に設定されていた農業協同組合の購入・販売価格は、販売価格が87年の価格改革＝為替レートの一本化の開始とともに市場価格化＝自由化され、購入価格も89年から92年の間に電力・肥料等を除いて自由化された⁽⁹⁾。同過程では、また、私営セクターの活動も大幅に緩和され、その発達が奨励された。

1. 10号決議と第6期6中総決議

ドイモイ＝市場経済化の初期における農業協同組合改革の方向は、上述のマクロ的諸改革が実施されるなか、1988年4月に発令された共産党第6期政治局決議10号(以下、「10号決議」と略記)、また89年6月の党第6期第6回中央委員会総会(以下、「第6期6中総」と略記)決議によって提起された。

両決議、特に前者は、1993年5月の党第7期第5回中央委員会総会決議の発令にいたるまでの農業経営改革全般の基調となったものである。しかし、そこで示された農業協同組合改革の処方箋は、およそ今日にいたるドイモイ下の農業協同組合運動の全体を規定したものとして、重要である。

1988年の10号決議、89年の第6期6中総決議の最大の意義は、両決議によって、農業の物的生産活動の非集団化＝「家族経営」化の道が開かれたことである⁽¹⁰⁾。具体的にいえば、組合員の家族経営が、経済主体である農業協同組合と対等な「経済主体」(don vi kinh te)として(第6期6中総決議)、しかも、従来農業協同組合が担ってきた8種類の経済機能のうち、物的生産活動

である鋤起こし・作付け・田植え・稲刈り等5種類の機能を農業協同組合に代わって営むそれとして(10号決議)、認知されたことである⁽¹¹⁾。

この結果、農業協同組合は、逆に組合員家族に対して農業の物的生産活動を請負わせ耕地の利用権を長期にわたって委託することが義務づけられた。さらに、農業協同組合は、組合員家族が「経済主体」たる立場で自発的に加入するとともに、組合員の家族経営をサポートするべく、農業協同組合が担ってきた経済機能のうち残る3種類の非物的生産活動にかかわる業務、すなわち水利・灌漑(山岳部の農業協同組合では森林保護)のほか、種子・肥料の補給、農産物の販売の指導等の購入・販売事業にかかわるサービス業務を営む「新タイプの農業協同組合」(hop tac xa kieu moi)へと転換することが要請された。

改革は、10号決議の発令と同時に実施された。この過程で、農業協同組合は、耕地の利用権を組合員に委託したのに加えて、集団化していた農具・役畜等の生産諸手段をも組合員に返還していった。さらに、農業協同組合が維持してきた水利施設、生産・生活用電力網、運輸網、各種サービス事業所、大規模機械類等の資産ストックも、若干を除いて、組合員に管理・利用を請け負わせるか、適当な価格で売却した。これら資産ストックのなかには、社の共通のニーズに供するべく、社の行政当局=人民委員会(uy ban nhan dan)に譲渡・売却されたものもあった⁽¹²⁾。この過程では、さらに、農業協同組合が担ってきた社会機能の社の人民委員会への移管、すなわち農業協同組合の下にあった学校、託児所、診療所等の施設の社の人民委員会への移管も開始された。

2. 農業協同経営の出現と農業協同組合の不振

改革は、1991年6月の共産党第7回大会(以下、「第7回党大会」と略記)までに、農業協同組合は「請負メカニズムを広範に遂行し」、家族経営は「耕地の利用権を委託される自主的な経済主体」へと「転換した」⁽¹³⁾、と形

容される段階に達した。

改革は、農民の家族経営のインセンティブ引出しに大きく寄与したという点で、成功した。農業の物的生産活動の「家族経営」化は、1980年代末以来今日にいたる穀物生産の増加、年平均200万～300万トンに上る穀物輸出の成功の原動力の一つとなった。

しかし、農業協同組合自体は、改革の過程で、諸機能を組合員・社人民委員会へと委託・移管し存在意義を縮小させていった結果、その多くが解散してしまった。改革開始直後の1989年にそれぞれ1万8631、2万6073を数えた農業協同組合、生産集団の数は、92年末までにそれぞれ1万6273、7432へと急減した。したがって農業協同組合、生産集団の数の減少は、特に生産集団について、つまりドイモイ以前に農業集団化が形式的にしか進展しなかった南部において顕著であった⁽¹⁴⁾。

農業協同組合の解散が進んだ地域では、同時期までに（早いところでは1980年代末以来）、諸農民の家族経営の自由意思による、単純かつ多種多様な形態の「農業協同経営」(kinh te hop tac) が自然発生的に出現した⁽¹⁵⁾。これら「新タイプの農業協同経営」(kinh te hop tac kieu moi) は、農業集団化以前に普遍的にみられた、鋤起こし・作付け・田植え・稲刈り、また屋根ふき等農業・農村の季節的な課題を解決するべく、複数の家族経営が10戸程度の単位となって自発的に営む互助・労働交換が主要な形態であったが⁽¹⁶⁾、さらに、水利・灌漑、畜産・養殖、また信用等の事業においても形成が開始された。これら新タイプの農業協同経営は、92年までに、南部のメコンデルタ地域を筆頭に、全国で約2万7000を数えるにいたった。

他方、北部（特に紅河デルタ地域）、中部（特に中部沿岸地域）を中心に残存する農業協同組合においても、この時期までに、組合員の家族経営をサポートするサービス業務に特化する新タイプの農業協同組合へと転換することに成功したものが現われた。

当時、農村では、本節前段でふれた農業協同組合の市場メカニズムへの移行、また上述の農業の物的生産活動の「家族経営」化の結果、農民の家族経

営・私営商人間の取引が増加したために購入・販売協同組合が機能を縮小し、また市場経済化の過程で放漫な貸付を実施したために信用協同組合も崩壊する、という事態が進行していた¹⁷⁾。この過程で、新タイプの農業協同組合のなかには、購入・販売協同組合、信用協同組合に代替する形で生産財の補給・農産物の販売、資金の供与等をも試みる、「総合的」(tong hop)な経営を志向する農業協同組合も出現した。

この新タイプの農業協同組合への転換に成功したそれ(以下、「第1のタイプ」と略記)は、しかし、1992年の時点で、残存する農業協同組合総数の約12%にすぎなかった。残る90%弱の農業協同組合は、まず、第1のタイプと同様に新タイプの農業協同組合への転換を目指したものの、結果として、残る3種類のサービス業務のうち水利・灌漑(ないし森林保護)しか担当しえない農業協同組合(以下、「第2のタイプ」と略記)であるか、ないしは、形式的にのみ存在する農業協同組合、すなわち残る3種類のサービス業務を放棄し若干の社会機能を営むのみである一方、協同組合の管理委員会を依然維持し組合員に組合運営にかかわる各種のファンドをなおかつ拠出させているそれ(以下、「第3のタイプ」と略記)のどちらかであった。この第2のタイプ、第3のタイプの農業協同組合は、同時期、農業協同組合総数のそれぞれ約30%、55%を占めた。

第3節 農業協同経営・協同組合運動の奨励・再建築

1993年5月、共産党第7期第5回中央委員会総会(以下、「第7期5中総」と略記)決議が発令された。共産党は、94年1月の党全国代表者会議において、92~93年までにマクロ経済が基本的に安定したことを受け、その後の本格的な経済開発=「工業化・近代化」の大枠を提起するが、第7期5中総決議は、これに先立って、農村の経済社会活動全般の刷新・発達の継続を規定する諸方針を提起したものである。

第7期5中総決議の発令により、農業協同組合員家族（農業協同組合が解散したところでは農家）による農業の物的生産活動の「家族経営」化はいつそう進展する条件を得た。すなわち、組合員家族・農家は、第7期5中総決議、その直後（1993年6月）に公布された土地法により、耕地の利用権の委託期限をさらに延長されたほか、同利用権の譲渡・交換・賃貸・相続・質入をも許可された。この結果、耕地の事実上の「私有」化、それに伴う「流動」化が一気に進展することになった⁽¹⁸⁾。93年末からは、現在にいたる土地利用権の権利証書の組合員家族・農家への交付が開始された⁽¹⁹⁾。

1. 第7期5中総決議とド・ムオイ演説

1993年の第7期5中総決議では、組合員家族・農家の家族経営が伸長するなか、数多くの農業協同組合が新タイプのそれへの転換に際して不振を極め、あるいは解散する一方、新タイプの農業協同経営が出現するという情勢を受けて、農業協同経営・協同組合運動の今後についても、その奨励・再建策が提起された。

第7期5中総決議が農業協同経営・協同組合運動の今後の方向について言及した諸条項の一部は、1991年の第7回党大会政治報告、また92年の第7期第2回中央委員会総会（以下、「第7期2中総」と略記）決議のなかに、すでにその萌芽がみられる⁽²⁰⁾。しかし、第7期5中総決議は、これを詳細に論じただけでなく、結果的には新タイプの農業協同経営・協同組合の将来的なモデルをも示しえたという点で、重要である。

すでに党内では、第7期5中総までに、中央から末端へといたる各レベルにおいて、農業協同経営・協同組合の今後について、これらの不要論を説く意見とドイモイ以前の農業協同組合のあり方を是とする意見とを両極端とする、さまざまな意見が存在していた⁽²¹⁾（し、現在も存在している⁽²²⁾）。

こうしたなか、第7期5中総決議が提起した党中央の統一見解は、第7期2中総決議とはほぼ同様、市場経済化の進展が期待されるなか、農業協同組合

の組織・活動方式・管理メカニズムの刷新＝新タイプの農業協同組合への転換を継続すること、であった⁽²³⁾。第7期5中総決議は、さらに、従来党内の関心を引かなかつた新タイプの農業協同経営についても、第7期2中総決議をほぼ受け継ぎ、「研究し経験を引き出して、その活動が効率的（傍点は引用者）となるよう指導・支援を行う」⁽²⁴⁾とした。

ド・ムオイ（Do Muoi）共産党書記長（当時）は、第7期5中総における演説のなかで、特に農業協同組合について「従来の農業協同組合の機能・事業には、もはやふさわしくない点が数多くあり」、「農業協同組合を……根本的に刷新しなければならない」が「この刷新とは、農業協同組合が必要ないということを行っているのではない」⁽²⁵⁾と述べた。この見解は、党内に存在する左右の両極端を廃し、その中庸をとったものである、と言えよう。

ド・ムオイ書記長の演説によれば、ドイモイ＝市場経済化の下で新タイプの農業協同組合あるいは農業協同経営が必要である「理由」は、2点である。第1点は、社会主義経済の原則論ないしドイモイの下でも継続する「規制肯定論」⁽²⁶⁾から導かれるもので、農村を社会主義の道へと導く以上、党の指導、政府の管理・補助を遂行する規制用具として農業協同組合が必要である、というものである⁽²⁷⁾。他方、第2点は、さらに、市場経済化という「新しい段階」における「新しい観点」、すなわち農業協同組合とは組合員家族・農家の家族経営が「効率的に遂行しえなかつたり遂行することが不可能な事業を協同で行う集合体である」⁽²⁸⁾とする観点に起因するもので、市場経済化の進展に伴い、組合員家族・農家の家族経営が発達すればするほど、家族経営による「各種の『協同』（hop tac）に対するニーズもまた発生してくる」⁽²⁹⁾、というものである。

かくして、新タイプの農業協同組合が担う事業は、第7期5中総決議によって、(1)従来から強調されてきたサービス業務、また(2)農業生産の企画・ガイダンス、(3)地方当局とともに農村の社会政策ないし社会福祉事業に気を配ることのほか、(4)工業・小手工業である、とされた⁽³⁰⁾。(1)(2)(3)は、すでに第7回党大会政治報告、第7期2中総決議が提起していたものとほぼ同様で

ある。このうち、(3)は、1992年に開始された「飢餓を無くし貧困を減らす」(xoa doi giam ngheo) 運動との関連で言及されたものである。他方、(4)は、農業・農村における今後の「工業化・近代化」の推進に鑑み、第7期5中総決議において初めて提起されたものである。もちろん、新タイプの農業協同組合の中心的な機能は、(1)のサービス業務の遂行である⁽³¹⁾。他方、新タイプの農業協同経営については、ド・ムオイ書記長の演説において、「その多種多様性を認めなければならない」⁽³²⁾とされた。

第7期5中総決議は、農業協同経営・協同組合運動の当面の方針をも具体的に指示した。すなわち、すでに新タイプのそれに転換した農業協同組合＝前節第2項で述べた第1のタイプの農業協同組合は、上述の方向にそって刷新を継続すること、第2のタイプのそれは、組織・活動内容・管理メカニズムの刷新の継続に努めること、第3のタイプのそれは、新タイプの農業協同経営ないし協同組合を組織すること、農業協同組合・生産集団が解散した地域では、農家が「協同」の道、つまり新タイプの農業協同経営・協同組合へと漸進的かつ自発的に参加する条件を創出すること、がそれぞれである⁽³³⁾。ちなみに、同運動方針のペースと実施方法は「実践の後に決定される」⁽³⁴⁾とされた。

2. 農業協同経営・協同組合運動の方向とモデル

ところで、上述のド・ムオイ書記長の演説がドイモイ＝市場経済化の下で農業協同経営・協同組合が必要である理由としてあげた二つの点は、いずれも「べき」論である。ここでは、その第1点＝「社会主義経済の原則論」についてはふれないとして、「新しい観点」たる第2点については、市場経済化の進展に伴い、家族経営が発達すればするほど、「各種の『協同』に対するニーズもまた発生してくる」といいうる根拠がはっきりしない。ド・ムオイ書記長の演説も、上述部分の直後で「これは客観的な運動法則である」⁽³⁵⁾と述べるのみである。この点は、もう一步踏み込んで考えてみる必要があ

る。

問題を解くカギは、第7期5中総決議の総論に相当する「Ⅲ．方向・具体的方策」の「2．農村の経済構造の改編」の部分が農村の協同組織＝農業協同経営・協同組合について唯一言及した部分、すなわち「農村のサービスについては、……、農民に資金を貸し付け、資材・技術・消費財を補給し生産物を販売するべく、農村の協同組織が、これにいつそう参加して、その発達を促進する」⁽³⁶⁾という部分である。

この引用部分から、以下の点がただちに明らかとなる。第1に、冒頭の「農村のサービスについては……」以下の部分から、サービス業務こそが、これが中心的な機能である新タイプの農業協同組合にとっただけでなく、当面はその「多種多様性」を追認された新タイプの農業協同経営にとっても、将来的には中心的な機能となるとされたことである。第2に、「農民に資金を貸付け……」以下の部分から、その「サービス業務」の内容として、新タイプの農業協同組合が担当に努めてきた購入・販売機能に加えて、信用事業が新たに想定されたことである。

以上の点から、上述のド・ムオイ書記長の演説の問題箇所は、市場経済化の進展に伴い、家族経営が発達すればするほど、各種の、特にサービス業務、とりわけ購入・販売事業に加えて信用事業に対するニーズが、新タイプの農業協同組合はもとより、新タイプの農業協同経営についても発生してくる、と読み替えることができる。

したがって、問題は、次のように整理されよう。すなわち、国営セクターから私営セクターにいたる各所有セクターが経営の発達を奨励されるドイモイ＝市場経済化の下で農村にあって、なぜ、特に家族経営が形成する新タイプの農業協同経営・協同組合が購入・販売事業、また信用事業を担う「べき」なのか、である。

その解は、上述の第7期5中総決議の「Ⅲの2」からの引用部分で、あえて「……」とした部分を、いま完全に「高利貸・投機・農村市場の混乱の克服を目指して」⁽³⁷⁾と引用し終えることにより、得ることができる。要するに、

党中央は、市場経済化の進展に伴い、家族経営がいつそう発達するためには、これも市場経済化の進展に伴い「いつそう発達する」、すなわち次節第1項でただちに「私営商人」の活動に帰される「投機・高利貸」、また「農村市場の混乱」に対抗するべく、家族経営が将来的には上述の機能を中心とする新タイプの農業協同経営・協同組合を組織すべき・必要がある、と判断したのである。

したがって、いま一度整理すれば、第7期5中総決議が提起した農業協同経営・協同組合運動の方向は、そのベースと実施方法が当面は「今後の実践に委ねられる」とは言え、将来的には以下のような方向として想定されていた、といえよう。すなわち、新タイプの農業協同経営・協同組合が、今後の市場経済化の進展に伴い、前節第2項で見た1990年代初頭までに私営商人との競争を一因として機能を縮小するか崩壊してしまった購入・販売協同組合、信用協同組合に代わって、私営商人に対抗するべく購入・販売事業、信用事業に代表されるサービス業務を担うそれへと将来的には転換してゆく、という方向である。第7期5中総決議の最大の意義は、おそらくは、この方向を示した点にあった。

ちなみに、同決議の想定する新タイプの農業協同経営・協同組合のイメージは、前節第2項で見た1992年までに新タイプの農業協同組合への転換に成功したそれ＝第1のタイプのうち、すでに実際に購入・販売協同組合、信用協同組合の機能の代替を試みてきたそれに近い。いうなれば、党中央は、このタイプの農業協同組合を、新タイプの農業協同経営・協同組合の将来的な「モデル」として、追認したのである。

第4節 農業協同経営・協同組合運動に関する党イデオログ・研究者の議論

1. 私営商人の災禍・市場経済化の進展の強調

1993年の第7期5中総決議の発令の後、共産党のイデオログ、またベトナム国内の研究者は、農業協同経営・協同組合運動を第7期5中総決議にそって加速させるべく、その教宣に努めてきた。

このうち、第7期5中総以降1997年半ばまでにベトナムで公開された農業・農村開発関係の主要な概説書（複数。その多くが96年に刊行されたもの）は、市場経済化の下で農業協同経営・協同組合が「必要である」理由を叙述するに際して、いずれも前節第1項で見た第7期5中総におけるド・ムオイ書記長の演説が言及した観点、あるいは前節第2項末尾にまとめた第7期5中総決議が示した方向を、ほぼ踏襲している⁽³⁸⁾。

ただし、後者を踏襲する書物は、市場経済化の下での農業協同経営・協同組合の存在理由として、これを「投機・高利貸……」の克服に求めている第7期5中総決議から一歩進んで、これらの災禍の元凶を明確に「私営商人」の「専横・支配」に帰し、これを「制限する」点に求めているものが多い。例えば、購入・販売また生産物加工における「私営サービスの支配を制限するべく」⁽³⁹⁾、あるいは生産の拡大・競争力の向上のために「私営商人の専横・支配を制限するべく」⁽⁴⁰⁾新タイプの農業協同経営・協同組合を「いっそう必要とする」⁽⁴¹⁾、といったごとくである。

ともあれ、これらの書物は、いずれも農業協同組合の刷新＝新タイプのそれへの転換に加え、新タイプの農業協同経営の効率化に向けての指導・支援を前向きに主張する論陣を張っている。すなわち、これらの書物は、いずれも新タイプの農業協同経営・協同組合運動の、市場経済化の進展に伴う、急速な伸長を期待している。したがって、これらの多くは、すでに市場経済下

に活動中の「多種多様な」、そして将来的には「私営商人」の「専横・支配」を「制限する」であろう新タイプの農業協同経営の事例を数多く紹介し高く評価している。いくつかの書物が共通にあげている事例としては、その多くが南部で出現した、水利組織、菜園・養魚・エビ養殖等の産業別協会、経済インフラ建設に際し資金・労働力を拠出する組織等のほか、インプット供給側と組合員家族・農家、また組合員家族・農家とアウトプット需要側との間の協力・提携組織（購入・販売事業）、農業信用を借り入れる農家連合組織（信用事業）等、がある⁽⁴²⁾。

2. 「市場交渉力の強化」論と「取引費用」論

ところで、新タイプの農業協同経営・協同組合の存在理由を「私営商人」の「専横・支配」を「制限する」ことに帰する上述の農業・農村開発関係の概説書（複数）の議論は、いまこれらがマルクス・レーニン主義の観点からの議論であることを与件とすれば、西側の農業経済学が説く「市場交渉力の強化」という議論とバラレルである⁽⁴³⁾。

「市場交渉力の強化」論は、西側の農業経済学が農業協同組合一般の存在理由を説明するポピュラーな議論の一つであるが、要は、市場経済の下、通常は、「私営商人」の売手独占によってインプットを高く売られ（「私営商人」の買手独占によってアウトプットを安く買い叩かれる、経済的・社会的弱者である農民が自らの力を強化するべく協力すること（特に共同購入・共同販売を行うこと）に農業協同組合の存在理由を求める議論である⁽⁴⁴⁾。

実際、新タイプの農業協同経営・協同組合の存在理由として「大企業の支配に対抗する」ことが後に付加されるようになるため（第6節第1項参照）、上述の整理は、妥当である、と言えよう。いずれにせよ、この議論は、売手独占・買手独占の存在を与件とするかぎり、市場が現実には非競争的な市場であることを前提とした議論である。

ところで、第7期5中総以降1997年半ばまでに公刊された農業・農村開発

関係の書物のなかには、上述の概説書（複数）以外に、農業協同経営・協同組合運動それ自体を扱った専門書・研究書が、若干ではあるが存在する。このうちチャン・ドゥック (Tran Duc)、またダオ・テエ・トゥアン (Dao The Tuan) の著書⁽⁴⁵⁾の議論は、上述の「市場交渉力の強化」論とは異なり、新タイプの農業協同経営・組合運動の存在理由を現実の市場が「取引費用」(chi phi trao doi : transaction cost) を要する不完全市場であることに求めている。

「取引費用」論は、上述の「市場交渉力の強化」論と同様、西側の農業経済学が農業協同組合一般の存在理由を説明する際に用いる、やはりポピュラーな議論の一つであり、近年研究の進む「内部組織の経済学」を援用した議論である⁽⁴⁶⁾。概説すれば、取引費用とは、市場が現実には不完全である時、売り手と買い手が取引を実現するに際し、通常必要とされる財・サービスの価格に加えて負担しなければならない諸費用である。このように取引費用が存在する場合、もし企業を形成し財・サービスの生産（ここでは特に共同購入・共同販売事業）を組織する際の費用が市場での取引費用よりも安くなるのであれば、企業（正確には「中間組織」たる「企業」）、つまり農業協同組合が出現することになる⁽⁴⁷⁾。

実際、上述のドゥック、トゥアン両者のうち、ドゥックは「協同組合には各種サービスの『取引費用』を削減する任務がある」⁽⁴⁸⁾という以上を語っていないものの、トゥアンは、新タイプの農業協同経営・協同組合を「市場」でも「国家」でもない「民事組織」と位置づける、明らかに内部組織の経済学を援用した議論を詳細に展開している⁽⁴⁹⁾。

ところで、現実の取引に取引費用がかかるのは、売り手・買い手が保有する「情報」が「不完全」であり、その行動が「戦略」的となること等による⁽⁵⁰⁾。この際、開発経済学では、現実の市場は情報が不完全であるがゆえに不完全市場であり、特に開発途上国の市場は、この情報がいっそう不完全であり売り手・買い手の行動もいっそう戦略的となる結果、取引費用もいっそう高くつく、ないし「市場の失敗」が生じる、という議論が近年展開されている⁽⁵¹⁾。この場合、売り手・買い手の行動が「協調」行動に、あるいは個人

間の関係が道徳的規範＝「共同体」的信頼関係に転じれば、上述の取引費用は削減しうる、ないし「市場の失敗」は回避しうることになる⁽⁵²⁾。

この議論において開発経済学が想定する「共同体」は、農民の家族経営、灌漑用水・山林・草地等の共有資源（環境経済学でいう「コモンズ」、Local commons）管理、地主・小作人間の複合契約（社会学でいう「パトロン・クライアント」関係、patron-client relations）等である⁽⁵³⁾。ドゥックは、別の論文で、新タイプの農業協同経営として成功した北部の漁業協同経営、エビ養殖協同経営の二つの例を紹介した後、「注目に値するのは、これらのメンバーがすべて親族である、ということである」⁽⁵⁴⁾（傍点は引用者）と述べている。したがって、ドゥックの議論は、新タイプの農業協同経営・協同組合に一種の「協調」行動＝「共同体」的信頼関係を見い出そうとする議論である、といえなくもない。

新タイプの農業協同経営・協同組合の存在理由を「市場交渉力の強化」論に求めるか、「取引費用」論に求めるかは、ベトナム農村の実態調査にかかわる問題である。ただ、市場が非競争であることのみを前提として成り立つ前者の議論は、元来が先進国経済における独占の問題を援用した議論である⁽⁵⁵⁾。これに対し、市場が不完全であることを前提とする後者の議論は、それが特に開発途上国一般における市場経済の低発達性の分析に寄与してきた議論であることを鑑みた場合、一開発途上国である社会主義ベトナムの農業協同経営・協同組合の存在理由を考察するアプローチとして、応用範囲が広いように思われる。

ただし、上述の農業・農村開発関係の概説書（複数）とドゥック、トゥアンの著書に共通するのは、後者においても、やはり新タイプの農業協同経営・協同組合の、市場経済化の進展に伴う、急速な伸長に対する期待の強いことである。ドゥックの著書に見られる「私営商人は……『取引費用』の削減に努めようが、協同組合自体も必ずや……これ以上に『取引費用』を削減しえよう」⁽⁵⁶⁾という下りは、その一表現である。他方、ドゥック、トゥアンは、新タイプの農業協同組合の成功例から推して、また「取引費用」論にお

ける垂直的統合に従う「規模の経済性」の発揮という議論を基礎にしてであろう⁽⁵⁷⁾、いずれも、その規模が大きくなるべきこと、ないし大きくなるべきことを主張している。ちなみに、トゥックが想定する新タイプの農業協同組合の規模は「社」規模⁽⁵⁸⁾、トゥアンが想定するそれは「県」(huyen, 日本の「郡」に相当)規模⁽⁵⁹⁾である。

第5節 農業協同経営・協同組合運動の実際——ギャップの存在と理由——

1993年の第7期5中総決議によって方向が示され、党イデオログ・研究者によって急速な進展が期待された農業協同経営・協同組合運動は、しかし、第7期5中総以来96年6～7月の共産党第8回大会（以下、「第8回党大会」と略記）までの間、首尾よく進展してきたとはいいがたい。

新タイプの農業協同経営は、1992年当時と比べて量的には拡大した。同経営総数は、94年までに全国で3万5422（うち南部2万2422、北部1万4000）を⁽⁶⁰⁾、また96年までに同じく3万8235を数えた⁽⁶¹⁾。しかし、この新タイプの農業協同経営は、党中央の観点からすれば、これを「発達させるべく経験を総括し支援することが、適時に行われてはこなかった」（第8回党大会政治報告）⁽⁶²⁾。

他方、農業協同組合については、1992年当時と同様、これが「解散してしまったり、形式的に存在しているだけのところが数多くある」（同）⁽⁶³⁾。農業協同組合の趨勢を示す際に現在もしばしば言及される94年末の数値に従えば、同時期の農業協同組合総数1万6243のうち、第2節第2項のいう第1のタイプに分類される農業協同組合の割合は、16.3%にすぎず、第2のタイプのそれは40.4%、また第3のタイプのそれは43.3%に上る⁽⁶⁴⁾。97年6月にベトナムで出版された農業協同組合運動に関する書物に従えば、「従来タイプから新タイプへと転換した農業協同組合の数は、多くないばかりか、日増しに減少する趨勢にある」⁽⁶⁵⁾。

1996年の第8回党大会の政治報告は、新タイプの農業協同経営・協同組合運動が上述の趨勢にとどまっている原因を、第7期5中総決議と同様、党・政府の指導の欠陥に、具体的には農業協同経営・協同組合の「実践の総括に未だ関心が寄せられず、その刷新の方向・措置が適時示されていない」点に帰している⁽⁶⁶⁾。

しかし、最終的な解明は実態調査に委ねられるべきであるとはいえ、第4節で言及した概説書(複数)、ドゥック、トゥアンの著書をも含む、各種の主要なベトナム語文献が描く農業協同経営・協同組合の「像」、これが展開する農村の「像」から推し量るかぎり、農業協同経営・協同組合運動が上述の趨勢にとどまっている、より根本的な原因は、以下の点に帰されるように思われる。

すなわち、いかに党中央＝第7期5中総決議が新タイプの農業協同経営・協同組合の将来的な方向として購入・販売事業、信用事業等に代表されるサービス業務を私営商人に対抗するべく担当することを主張し、いかに党イデオログ・研究者がこれを踏襲して農業協同経営・協同組合運動が市場経済化の進展に伴って急速に伸長することを期待したとしても、こうした主張、期待と、農業協同経営・協同組合の実際、農村の実際との間に、ギャップが存在することである。

1. 農業協同経営の「自給自足」性

第1に、農村は、確かに市場経済化の途上にあるとはいえ、前節第2項で示唆しておいたように、そこにおける市場経済は、第4節第1項で言及した農業・農村開発関係の概説書(複数)の多くの期待とは裏腹に、なおかつ低発達な状態にとどまっている。市場経済が低発達である場合、社会主義国＝開発途上国であるベトナムにおいては、経済主体(ここでは農業協同経営・協同組合)の活動は、部分的には、廃棄されきってはいない従来の計画経済ないし指令経済(command economy)、あるいは工業化以前の経済である慣習経

済 (customary economy) のいずれかに従わざるをえない。ここでは、特に後者の側面を強調したい。

とりわけ、「多種多様な」新タイプの農業協同経営は、市場経済下に活動中のその事例をいくら列挙したとしても（前節第1項参照）、第2節第2項で見たように、基本的には、農業集団化以前と同様、鋤起こしから屋根ふきへといたる農業・農村の課題を解決するべく複数の家族経営が営む、そのかぎりで「協調」行動の一種ではあるが、しかし、市場経済下のサービス業務である以上に「自給自足」経済⁽⁶⁷⁾・慣習経済下の物的生産活動である互助・労働交換が、その主要な形態である。

新タイプの農業協同経営が基本的には自給自足経済におけるそれであるのは、根本的には農村の市場経済が低発達であるからである。一ベトナム語文献に従えば、農産物の市場化率は、1990年代半ば現在、22～25%であるにすぎない⁽⁶⁸⁾。ちなみに、タイの米の市場化率は、88年には、すでに66.4%（推定）に達していた⁽⁶⁹⁾。したがって、前節第2項で言及したドゥックも他方で認めているように、市場経済の下に活動する新タイプの農業協同経営なるものは、実際には「未だ形成されていない」⁽⁷⁰⁾に等しい。

こうしたなか、北部の紅河デルタ地域では、自給自足的な農業協同経営すら農業集団化以前と比べて縮小する傾向にある。1958年当時に60～65%であった互助・労働交換組織への農家の加入率は、現在、ただか30%であるにすぎない。これは、同地域の人口増加率が現在も2%程度である結果、元来が狭小な同地域の耕地＝各農家の経営規模がさらに狭小化し余剰労働力も増加するなか、家族経営間の互助・労働交換の必要度が低下していることによる⁽⁷¹⁾。この調査結果を示した一ベトナム語文献は、同地域の農業協同経営は「非常に長い間、単純なそれにとどまるであろう」⁽⁷²⁾とも述べている。

2. 「取引費用」削減の不首尾

第2に、農業生産が市場経済に従う地域が「22～25%」存在するとはいえ、

市場経済が形成途上にあるという意味で、それがやはり低発達である結果、前節第2項で見たドゥック、トゥアンの著書にいう「取引費用」がかかっているとすれば、この取引費用がかかるなか、新タイプの農業協同経営・協同組合が購入・販売事業、信用事業に代表されるサービス業務を私営商人に対抗するべく営んでいるとしても、その取引費用は、少なからぬ場合、むしろ私営商人以上に高くついているのが実情である、とみられる⁽⁷³⁾。

農業生産が市場経済に従う地域は、周知のように南部のメコンデルタ地域、また北部の紅河デルタ地域の先進部分、である。特にメコンデルタ地域の穀物の輸出率は、1997年には、60%近くに達している⁽⁷⁴⁾。これら地域では、農産物の購入・販売事業は、党イデオログ・研究者も言うように（前節第1項参照）、現在、私営商人が主に担当している。インプットは、国営商業から私営の仲買人（thuong lai）を通じて初めて農村へと行きわたる。農民のアウトプットは、大部分がこれら私営の仲買人の手に集積され、国営商業はこれを彼らから再購入する⁽⁷⁵⁾。97年12月の報道によれば、メコンデルタでは、農民は、商品穀物の80～90%を私営商人に直接に販売している⁽⁷⁶⁾。

党イデオログ・研究者の観点からは私営商人の「専横・支配」に帰される上述の状況は、「取引費用」論に従えば、私営商人が国営商業、また存在するとして（新タイプの）農業協同経営・協同組合と比べて取引費用の削減に成功していることを意味している。前節第2項で言及したトゥアンにとりあえず従えば、「農民との購入・販売事業を営む私営企業は」取引費用の削減とともに「その数が日増しに増加している」⁽⁷⁷⁾。

この点は、信用事業において、より明らかである。確かに金利は国立銀行から（新タイプの）農業協同経営・協同組合へというルートのほうが、党中央＝第7期5中総決議によって「高利貸」と形容される私営商人のそれよりも低いのであるが、1996年に国連が実施した調査によれば、農民は、取引「費用が安くつく」ために、私営商人のインフォーマルな金融を利用することが多い。農村のインフォーマルな金融は、上述の調査を実施した時点で、農村金融全体の70%を占めている⁽⁷⁸⁾。実際、信用事業を行う新タイプの農業

協同経営・協同組合の成功例は、イエンバイ (Yen Bai) 省、ハータイ (Ha Tay) 省等の北部諸省の若干の事例をあげうるのみである⁽⁷⁹⁾。以下は、こうした点を確認する、やや長いが引用に値する事例である、と考える。

「銀行に金を借りに行くとする。書類が12通いる。……書類は16枚で、値段ときたら4500ドン。……俺たち農民は字の意味がほとんど分からんから、書くのだって……2度、3度になる。必要書類はまだまだある。……この4通の書類は8枚いるから、コピーに行ったら7000ドンが飛んじまう。……それから社 (xa) で証明してもらわにゃならんだろう！……これが2000ドンかかる。合わせて1万3500ドンだ。しかしメコンデルタの社は広い。遠くに行けば、車に乗せてもらったりバイクの尻に乗せてもらったりで、また金がかかる。……こうした金は、とてもじゃないが勘定できない。だって金を借りに行って一回で済むかい？ 出先で飲み食いするにも金がかかるじゃないか。……しかも、だ。借りられる金ときたら、スズメの涙ほどにもなりやしない……」(傍点は引用者)⁽⁸⁰⁾。

(新タイプの) 農業協同経営・協同組合の「取引費用」が私営商人のそれよりも高くついているとすれば、それは、一つには、これらが前節第2項で見た「企業」ないし「共同体」として「失敗」しているからであろう。「企業」の「失敗」は、「内部組織の経済学」に従えば、究極的には管理の費用が高くつく場合に生じる。この管理の費用は、既存の組織の業務を固定化し維持ないし拡大しようとする場合には、とりわけ高いものとなる⁽⁸¹⁾。ベトナム語文献の多くは、農業協同組合の一部が第2節第2項のいう第1のタイプのそれへと転換しえた理由の一つとして「農業協同組合の指導スタッフが有能で積極的である」⁽⁸²⁾ことをあげているが、裏を返せば、これは、農業協同組合の多くが第2のタイプないし第3のタイプのそれにとどまっている一因が指導スタッフの旧態依然とした経営の結果管理の費用が高くついている点にあることを意味している。

3. インサイダーコントロールの強化、旧タイプへの回帰、その残存

第3に、しかし、第2のタイプないし第3のタイプの農業協同組合の様相は、その不首尾が従来の計画経済の残存に起因するものでもあるがゆえに、単に「管理の費用が高くついている」という以上に複雑である。

一般に、第2のタイプまた第3のタイプの農業協同組合は、1988年の10号決議以来の改革の結果、多くが銀行への債務を増加させている。97年半ばにベトナムで出版された書物によれば、農業協同組合の債務（特に流動資金借入の債務）は、92年当時で約3000億ドンに上っていた。「現在さらに増加する」この債務の問題が未解決であるために、党・政府は、これまで第2のタイプまた第3のタイプに属する農業協同組合を解散させたくても解散させられなってきたのが実情である⁽⁸³⁾。

第2のタイプまた第3のタイプの農業協同組合における債務の増加の一端は、組合員家族による「インサイダーコントロール」(insider-control)の強化に起因している⁽⁸⁴⁾。これら農業協同組合の資産のほとんどは、農業協同組合に対する請負の代金、また農業協同組合から売却された資産ストックの購入の代金、さらに農業協同組合に納入すべき各種ファンドの代金等として、組合員家族が利用、悪くいえば横領してしまっている。資産・ファンドが枯れ果てる一方で銀行からの借入を継続したことが、これら農業協同組合が債務を増加させている最大の原因である⁽⁸⁵⁾。こうした現象＝企業（ここでは農業協同組合）の自主権の拡大の結果企業（農業協同組合）の資本分配分が減少し従業員（ここでは組合員家族・農家）の分配分が増加するという現象は、計画経済から市場経済への移行の過程で市場経済が低発達であるために生じるインサイダーコントロールの強化の一種であり⁽⁸⁶⁾、移行経済諸国の国営・協同組合企業に等しくみられる現象である⁽⁸⁷⁾。

一般に、水利・灌漑事業（これも「協調」行動の一種）に特化する第2のタイプの農業協同組合は、現在、地方当局である社・村（thon）の長が農業協

同組合の主任を兼務する方式を採用しているところも多い⁽⁸⁸⁾。同方式を採用する農業協同組合は、北部の紅河デルタや中部地域では、30～50%を占めている。1988年以來の改革の一目的であった、従来タイプの農業協同組合で一体化していた経済機能と行政機能とを分離することに逆行する上述の方式の下、農業協同組合の主任を兼務する社・村の人民委員会の主席、副主席は、ドイモイ以前と同様、下級レベルの長に農業生産活動の責任を負わせている。この結果、これら農業協同組合は、ドイモイ以前のタイプの農業協同組合に回帰するか、実際には解散してしまっているかの、いずれかであるのが実情である⁽⁸⁹⁾。

他方、第3のタイプの農業協同組合は、第2のタイプと同様に組合員家族によるインサイダーコントロールの強化という問題を抱えていることのほか、経済機能を省みずに政治機能だけを温存している。このかぎりでは、同タイプの農業協同組合も、ドイモイ以前の残骸を引きずっている。同タイプの農業協同組合は、紅河デルタのハイフン (Hai Hung) 省 (当時) のほか、農業協同組合がベトナム戦争時代に政治・軍事組織として編成された⁽⁹⁰⁾ タインホア (Thanh Hoa) 省、ゲアン (Nghe An) 省等の中部北方地域で、50～60%を占めている。「協同組合の主任は、たとえば、農繁期ごとに国家機関からミーティングに1、2回招かれ、新技術の普及化の話聞かされた後に、これを組合員家族に伝えるだけである。協同組合の他のスタッフは、たとえば、当局や他の政治社会組織の機能である政治・社会・国防治安運動の動員に毎日参加している」⁽⁹¹⁾。

4. ギャップの二面性

このように、農業協同経営・協同組合運動に関する党中央＝第7期5中総決議の主張、これを踏襲する党イデオログ・研究者の期待と、農業協同経営・協同組合の実際、農村の実際との間には、明らかにギャップが存在する。政策的ミスマッチが存在している、といってもよい。

こうしたギャップが存在する理由を考察するに際し、農業協同経営・協同組合、また農村それ自体の実態の詳細は別稿に譲ることとして、ここでは、党イデオログ・研究者の議論を根本的に規定する党中央＝第7期5中総決議の主張が、そもそも党内に存在するさまざまな意見の中庸をとるものであったことを今一度想起したい（第3節第1項参照）。この点を鑑みる時、ギャップが存在する理由、別の言い方をすれば、私営商人に対抗するべく農業協同経営・協同組合運動が急速に進展するという、実際とのギャップを醸し出す観点が主張され期待される究極的な理由は、おおよそ、以下の2点に帰することができる。

第1点は、社会主義ベトナムが、実際には他の開発途上諸国と同様、急速な経済開発を一貫して志向してきた一開発途上国である、という点と関連している。

そもそも、党の総路線は、ドイモイ以前の計画経済によるにせよ、現在の市場経済によるにせよ、実際には、この急速な経済開発を一貫して追求してきた「開発戦略」である。この点は、ドイモイ以前に志向された旧ソ連型の計画経済システム自体が一般には「開発モデル」の一種であると評価されることから首肯されよう⁽⁹²⁾。

この急速な経済開発がドイモイ＝市場経済化を遂行する今日にいたる社会主義ベトナムの終始一貫した課題である時、第7期5中総決議の主張、党イデオログ・研究者一般の期待には、おしなべて、この急速な経済開発＝「工業化・近代化」の別表現である市場経済化の進展ないし急速な市場経済化という「像」が、農業協同経営・協同組合運動に、その急速な進展という「像」として投影されている部分が存在しているようにみえる。だからこそ、農業・農村開発関係の概説書（複数）にあっては、農業協同組合の存在理由を説くに際し、むしろ先進国の市場経済を前提とする際に整合的な議論である、「市場交渉力の強化」論という議論が展開されるのである⁽⁹³⁾。ちなみに、第3節第1項で評価を先送りにした「社会主義経済の原則論」＝「規制肯定論」は、部分的にはこの点に関連している。

しかし、市場経済化に関する農業協同経営・協同組合の実際、農村の実際は、前項までに見たように、なおかつ低位な状態にとどまっているのが実情である。ドイモイ以前の経済運営一般、また農業集団化運動は、今日、しばしば「性急性・主観性」(nong voi, chu quan)という言葉で批判的に総括される。そうであるならば、ここでは改革派的な観点の反映である党中央＝第7期5中総決議の主張、そしてドゥック、トゥアンをも含む党イデオログ・研究者一般の期待にも、この性急性・主観性を、異なる文脈においてであるとはいえ、共有している部分が存在する、といえよう。

第2点は、しかし、上述の「急速な市場経済化」の過程自体が同時に「私営商人」の「専横・支配」を必然的に増幅させる過程であるとする、旧来の社会主義イデオロギーとも無縁ではないことである。

本節第2項で見たように、市場経済が低発達である時、ドゥック、トゥアンが唱導する「取引費用」論に一貫して従うのであれば、農業協同経営・協同組合の購入・販売事業、信用事業の「取引費用」のほうが私営商人のそれよりも高くついている現状では、むしろ私営商人をもこれら事業に積極的に参加させるという方策が同時に結論として導き出されうはずである⁽⁹⁴⁾。この場合、確かに存在する私営商人の非合法取引・営業等、文字どおりの「災禍」は、これを法、特に司法等のソフト・インフラの整備によって規制することが考えられよう。

だが、党中央、また農業・農村開発関係の概説書(複数)にはもちろん、ドゥック、トゥアンの著書にあつてすら、この観点は、残念ながら存在しない。ドイモイ＝市場経済化は、私営セクターの経営の発達を総論的には奨励してきた。しかし、農業協同経営・協同組合運動に関するかぎり、私営商人は、見てきたように徹頭徹尾「悪役」として、すなわち市場経済化の進展に伴って家族経営に新タイプの農業協同経営・協同組合の形成を必然的に強いる「悪役」として、描かれてきたのが実情である。したがって、第3節第1項でふれた「社会主義経済の原則論」＝「規制肯定論」は、実は、この点と密接に関連している。

市場経済が低発達な状況では、私営商人の活動は二面性をもつ。一つの面は、取引の「独占」という側面であり、この意味で党中央、党イデオログ・研究者の見る私営商人の「専横・支配」という認識は的外れであるとはいえない。しかし、私営商人のこの取引は、他面、情報が不完全である場合には、これを通じて農民に何が売れ何が売れないのかという「情報」を伝達し、これを通じて農村の市場経済化を進展させるという側面をも同時に有している⁽⁹⁵⁾。党中央、党イデオログ・研究者の認識に欠けているのは、この後者の側面であり、これを欠くかぎりでは、ここでは「保守性・遅滞性」(bao thu, tri tre) という保守派的な観点の反映でもある党路線は、市場経済化の進展を主張し期待はするとはいえ、農業協同経営・協同組合の私営セクターに対する優位を必然的であるとする「旧思考」(tu duy cu) = ドイモイ以前の旧システム下における思考を完全に払拭しきってはいない部分が存在する⁽⁹⁶⁾、といえよう。

ともあれ、本節で見た農業協同経営・協同組合の実際、農村の実際は、これと党中央の主張、党イデオログ・研究者の期待との間のギャップのために、特に第3項で見た第2のタイプまた第3のタイプの農業協同組合の実際は、上述の農業協同経営・協同組合運動に関する「旧思考」の残存とも関連して、次節に見る1996年の共産党書記局指示68号の発令、また97年の「協同組合法」の施行にいたるまで、結果として事後追認されてきた、というのが実情なのである。

第6節 農業協同経営・協同組合運動の現在

ドイモイ下の農業協同経営・協同組合運動は、1996年5月の共産党書記局指示68号（以下、「68号指示」と略記）の発令、97年1月の「協同組合法」(luat hop tac xa) の施行以来、運動のいっそうの加速を志向する新たな段階へと移行し、現在にいたっている。

本章で多用している「協同経営・協同組合」という表現も、同時期以来、「協同セクター」(kinh te hop tac)と統一的に呼称される場合が多くなっている⁽⁹⁷⁾。ただし、この「協同セクター」という概念は、党路線上完全な統一をみているわけではない。例えば、ホアン・キム・ザオ(Hoang Kim Giao)に従えば、1996年6～7月の第8回党大会の政治報告が「協同セクター」という表現を用いる場合、これが国营セクター、私営セクター等と同様に所有セクターを表わす概念なのか否かが不明確であり、またこれを狭義には「協同組合」と解しうる部分と広義には「協同」形態一般と解しうる部分とが存在する⁽⁹⁸⁾。ここには、党内に依然として意見の相違のあることが反映している、といえよう。したがって、以下では、誤解が生じないかぎり、前節までと同様に「協同経営・協同組合」という表現も引き続き用いる。

1. 68号指示

上述の点を問わないとすれば、68号指示が提起した、現在にいたる協同セクター(協同経営・協同組合)運動一般の全般的方向の特徴は、以下の2点である。

第1点は、「工業化・近代化」の本格的な開始を宣言する1カ月後の第8回党大会を先取りして、協同セクター一般が同過程において組織され発達すべきことが、また同セクターへの国家の支援・指導・奨励策等を強化すべきことが、1993年の第7期5中総にも増して力説されたことである⁽⁹⁹⁾。この文脈において、協同セクターは、主導的役割を発揮する国营セクターとともに「国民経済の屋台骨を徐々に形成する」⁽¹⁰⁰⁾ことが、第7期5中総以上に強調された。

第2点は、この、従来以上に組織され発達すべき協同セクター運動の方向として、次の二つの観点が第7期5中総の延長上にいっそう強調されたことである。

第1は、協同セクターの組織・発達は経済のいっそうの「効率化」⁽¹⁰¹⁾をは

かるためである、という観点である。1カ月後の第8回党大会はさらなる高度成長、したがって市場経済化のいっそうの進展を志向するという特徴を有する1996～2000年経済開発戦略を採択したが⁽¹⁰²⁾、「効率化」という観点は、これとの関連で、これに先立つ第7期5中総以上に強調された。繰り返し指摘したように、党中央、党イデオロギー・研究者は、第7期5中総以来、市場経済の下で農業協同経営・協同組合が必要である理由を、根本的には「私営商人」の「専横・支配」に帰してきた。68号指示も、この点を、大企業の「支配に対抗する」という表現ではあるが、踏襲している⁽¹⁰³⁾。

第2は、協同セクターの組織・発達は、第1の点＝「経済的目標」に加えて、さらに「政治的・社会的安定」をはかるべく「社会的目標」をも目指すためである、という観点である⁽¹⁰⁴⁾。この第2の観点は、しかし、68号指示の「雇用・所得を増加し」、「飢餓を無くし貧困を減らし」、特に農村の協同セクターでは「『村落の伝統性』(tinh lang nghĩa xóm, 慣習経済的性格)を基礎に社会政策の遂行に貢献する」等の表現⁽¹⁰⁵⁾からも示唆されるように、第7期5中総決議と比べた場合、第1の観点以上に強調された感がある。第8回党大会が採択した1996～2000年経済開発戦略の一方の特徴は、近年顕在化しつつあると認識された世帯間、地域間ないし都市・農村間、階層間の「貧富の格差の拡大」を是正すること＝「社会的公正の即時実現」を志向することであったが⁽¹⁰⁶⁾、上述の「社会的目標」を目指すという観点は、この1996～2000年経済開発戦略のいま一つの特徴を形成した背景の一つであった、と言いうる。ちなみに、上述の国家の支援・指導・奨励策の強化も、「特に僻地、奥地、山岳地域」等の協同組合の活動に対して「税制面での優遇策を備える」とされるなど⁽¹⁰⁷⁾、この文脈との関連で強調されている。

以上の全般的方向の下、協同経営一般の今後の方向は、農業協同経営をも含めて、第7期5中総決議と同様、当面はその「多種多様な」形態の発達を奨励するとしつつも、将来的にはこれを(農業)協同組合へと転換する、とされた⁽¹⁰⁸⁾。

その農業協同組合の今後の方向は、第2節第2項のいう第1のタイプのそ

れが第7期5中総決議の提起した方向とほぼ同様である一方で、第2のタイプまた第3のタイプについては、今後、組合員がこれを解散するか他の所有セクターへと転換するかを討議する、とされた。解散ないし所有転換をはかる際の最も重要な要件は、前節第3項で見た農業協同組合の債務問題を解決することである⁽¹⁰⁹⁾。

農業協同組合の担うべき業務としては、従来からの「購入・販売事業」に代表される「サービス業務」がいつそう奨励された。このほか、協同セクター一般が「提携」(lien ket) 形態であると定義されたこともあり、国営企業等と協同組合との提携がその「多種多様な」形態の一つとして新たに奨励された⁽¹¹⁰⁾。

同形態は、農業協同経営・協同組合運動では、北部タインホア (Thanh Hoa) 省のラムドン (Lam Don), また南部ドンナイ (Dong Nai) 省等における、農家・農業協同組合が国営企業とともにコーヒー、茶、砂糖キビ等の栽培を営む、新タイプの農業協同経営の一種として、すでに党機関紙『ニャンザン』(Nhan Dan), 同理論誌『タップチ・コンサン』(Tap Chi Cong San), また第4節で言及した概説書(複数)等において、1990年代の前半以来しばしば紹介されてきたものである⁽¹¹¹⁾。同形態は、その普遍化が今後の課題である⁽¹¹²⁾。

2. 協同組合法の概要と意義

協同組合法は、国際協同組合連盟(ICM)規約や内外の識者の意見を参考に、1991年以来数回の草案改正を経て96年3月に公布されたものであり⁽¹¹³⁾、97年1月の施行以来、68号指示に従う協同セクター運動一般の法的根拠となっている。同法は当初「農業協同組合法」と「農業協同組合以外の協同組合法」の2法として公布することが想定されていたこともあり⁽¹¹⁴⁾、とりわけ、その農業協同経営・協同組合運動に対する意義には、大きなものがある。

協同組合法は、全10章55条よりなる。協同組合一般は、68号指示によって

協同組合への将来的な転換を指示された協同経営＝「協同組」(to hop tac, 協同組合法第2条⁽¹¹⁵⁾)を別にすれば、共通のニーズ・利益を有する勤労者がともに助け合って生産・経営・サービス活動を「いっそう効率的に遂行する」べく自由意思に従ってともに資金・労働を拠出して設立する「自主的な経済組織」である(同第1条), とされている。

協同組合一般の組織原則は、(1)自由意思に従う加入・脱退、(2)民主的管理・平等(「1人1票」制)、(3)分配に関する互惠・自己責任、(4)分配における組合員の利益と協同組合の発達との結合、ないし「労働に応じた分配」に加え「資金の拠出に応じた分配」の実現(第8回党大会政治報告)⁽¹¹⁶⁾、(5)共同体(cong dong, この「共同体」は第4節第2項でふれた「協調」行動＝「共同体」的信頼関係における「共同体」とは異なる)による協同・共同体の発達、である(同第7条)。これら5原則は、ICMの7原則をほぼ踏襲している⁽¹¹⁷⁾。

協同組合一般の管理組織は、通常、最高決定機関である組合員大会、管理委員会、監査委員会である(同第26～28条, 第35条)。経済組織である協同組合は、しかし、上の(2)(4)(5)からも示唆されるように、利潤を追求する組織ではなく組合員に奉仕する組織である点が「会社法」(luat cong ty)に従う組織である「株式会社」(cong ty co phan)とは異なる⁽¹¹⁸⁾。

協同組合法の、68号指示に従う農業協同経営・協同組合運動、特に後者の運動に対する最大の意義は、同法が、協同組合として活動する経済組織である経済主体を、財政自主・自己補填を遂行し有限責任を負う「法人」(phap nhan)であると位置づけ(同第8条, 第40条)、当該経済主体の同法に従う設立・経営登録を義務づけたこと(同第15条, 第18条, 第55条)である。

前者の条項は、首尾よく遂行されれば、組合員を協同組合の真の所有者とすることによって、前節第3項で見た第2のタイプまた第3のタイプの農業協同組合における「インサイダーコントロール」の強化に対する「コーポレートガバナンス」(corporate governance, 企業統治)の実現に寄与するであろう。また、後者の条項は、厳格に実施されれば、68号指示が提起した上述の2タイプの農業協同組合が解散ないし所有転換を実施するに際しても大きく

作用するであろう。68号指示が示した「効率化」という観点は、ここに結集されている、といえる。

農業協同組合の活動の方向は、68号指示が示したとおり、従来と同様にサービス業務を営むそれが中心である⁽¹¹⁹⁾。協同組合法を解説した一ベトナム語文献が「サービスのみを担当する協同組合の組合員は資金だけを拠出すればよい。労働のみを拠出する協同組合なるものは存在しない」⁽¹²⁰⁾と述べているのは、この別表現である。

ただし、協同組合法における農業協同組合は、それが68号指示を遂行する主体でもあるかぎり、経済主体であるのに加えて、やはり「社会的目標」を目指す主体でもある。

農業協同組合が社会機能を営む組織でもある点は、協同組合法第1条の「国土の経済社会開発に貢献する」という表現に始まり「組織原則に関する諸規定全体に体现されている」⁽¹²¹⁾。協同組合の社会機能は、主にその福利厚生ファンドを通じて遂行される。

上述のベトナム語文献は、ただし、68号指示のトーンとは若干異なり、新タイプの農業協同組合は、「社会組織たる性格を由々しく帯びていた旧タイプのそれと比べれば」「なによりも経済組織であり」、「経済活動が『効率的』であるかぎりで社会的な義務を遂行し」、「社会機能は第1に組合員のためのものである」とも述べている⁽¹²²⁾。実際、協同組合の各種ファンドを規定した協同組合法の第39条は、利潤部分の各種ファンドへの組入れに関して、生産発展ファンド・予備ファンドへの組入れが福利厚生ファンドへの組入れよりも「優先される」と述べており、上述のベトナム語文献の説明をある程度裏づけるものともなっている。

3. 現在の農業協同経営・協同組合運動の初歩的総括と問題点

協同組合法を法的根拠とする、68号指示に従う農業協同経営・協同組合運動、特に後者は、協同組合の協同組合法にそう転換・新規設立を求めた1997

年2月の政府議定16号の発令とともに開始された。同議定は、協同組合に対して協同組合の資産・資金・ファンド、組合員名簿、債務とその帰属それぞれの点検を義務づけ、これを基礎にして当該協同組合の存続、あるいは解散・所有転換の実施を決定することを指示している。存続する場合、当該協同組合は、協同組合法に従う設立・経営登録を行う⁽¹²³⁾。

これに先立ち、政府は、同じ2月に「協同組合の発達を奨励する」議定15号を発令した。同議定は、農業、林業、養殖業、製塩業に携わる協同組合一般、また同分野・同関連サービスに携わる協同組合のうち農村、山岳地域、島嶼部に存在するそれに対する土地利用税、土地リース料、売上税、利潤税の減免、当該協同組合の商業銀行や各種の国家ファンドからの借入に関する支援を規定したものである⁽¹²⁴⁾。同議定は、68号指示のいう「社会的目標」を目指す協同組合に対する国家の奨励策という色彩が強い。

さらに、政府は、1997年4月に各種の協同組合のモデル定款を施行した。このうち、農業協同組合モデル定款は、同年4月末の政府議定43号に規定されている。

1997年6月末現在、農家の自由意思に従って出現する農業協同経営は、南部のみですでに総数が5万274に上り、ソクチャン (Soc Trang)、カントー (Can Tho)、アンザン (An Giang)、ヴィンロン (Vinh Long)、チャヴィン (Tra Vinh) 等のメコンデルタ諸省やホーチミン市では「大衆運動」化している、といわれる⁽¹²⁵⁾。これとは異なり、上述の農業協同組合運動は、まだ日も浅いため、その全般的総括は、今後の研究課題である⁽¹²⁶⁾。以下では、97年末までの同運動の特徴、問題点を簡単に記すにとどめる。

まず、農業協同組合の転換・新規設立をはかる同運動は、北部の山岳地域で若干進展している感はあるものの、1997年半ば現在、新規に設立されたそれは100弱にとどまり、多くの省では単に1、2のモデル農業協同組合を設立しただけであるのが現状である⁽¹²⁷⁾。したがって、党・政府の観点からは、同運動の進展は「遅い」⁽¹²⁸⁾。

次いで、初歩的な総括を示した1997年10月16日付けの『ニャンザン』に従

えば、同運動の過程では、多くの農業協同組合において「協同組合法の諸規定が十分に認識・貫徹されず、新タイプの協同組合と従来のそれとの相違が理解されていない」ためにさまざまな問題が生じており、また、転換が形式的なそれにとどまり非効率を継続する協同組合も存在している⁽¹²⁹⁾。

1997年末現在、総数1万3364を数える農業協同組合のうち、第2節第2項のいう第1のタイプのそれに転換しえた農業協同組合の比率は18.4%であるが、そのうち効率的な活動を営むそれは、わずか5.8%、また第2のタイプのそれは、44%、さらに第3のタイプのそれは、37.6%となっている⁽¹³⁰⁾。いずれにせよ、農業協同組合の、協同組合法に従う登録・新規設立=新タイプの農業協同組合への転換の期限は、98年4月の政令に従うかぎり、98年12月末までである⁽¹³¹⁾。

4. 農業協同経営・協同組合の社会機能

本章の観点からは、現在の農業協同経営・協同組合運動の問題点として、むしろ以下の2点を指摘しておきたい。

まず、1996~2000年経済開発戦略が市場経済化のいっそうの進展を志向していることと関連して、協同組合法にも、これとパラレルな諸条項が存在することについてである。

協同組合法には、個人は複数の協同組合に加入しうる（協同組合法第22条）、協同組合は勤労者を雇用しうる（同第8条）、協同組合は（海外をも含めて）各地域に支店・事務所をおきうる（同第21条）等の規定、さらには協同組合の統廃合（同第105条）、複数の協同組合の提携形態である協同組合連合（lien hiep hop tac xa）、その集合体である協同組合連盟（lien minh hop tac xa）（同第7章）等に関する条項が存在する。従来の協同組合活動の制約の一つであった行政面での境界を取りはらうことにより、その活動のいっそうの伸長を目指したと形容しうる、これらの規定・条項は、今後の市場経済化のいっそうの進展を視野に据えて、現時点で望みうるかぎり完璧な法を施行するという

視点から盛り込まれたものではあろう。

しかし、第5節で見たように、党中央の観点、党イデオログ・研究者の期待と、農業協同経営・協同組合の実際、農村の実際との間にギャップが存在する現状において、これらが「性急性・主観性」の下に機械的に適用されてしまう場合には、むしろ弊害が生じてしまう恐れがある。この点については、これ以上繰り返す必要はあるまい。

むしろ、ここで言及を加える必要があるのは、68号指示が、協同セクター＝協同経営・協同組合一般が経済組織であることに加えて「社会的目標」を目指す組織でもある、と規定したことについてである。

同規定は、現在の農業協同経営・協同組合運動では、5中総（第7期）決議以来の「飢餓を無くし貧困を減らす」運動を遂行すること、特に組合員が天災等とともに対処し支援し合うことを意味する場合が多い⁽¹³²⁾。本節第2項でもふれたように、農業協同組合の社会機能は、確かに「経済活動が『効率的』であるかぎり」のことである。

実際、「飢餓を無くし貧困を減らす」運動は、最も基本的には開発途上諸国に共通する「絶対的貧困」の廃絶を元来目指すものであり⁽¹³³⁾、一開発途上国であるベトナムの経済開発においても最重要課題の一つでなければなるまい。また、協同組合法の組織原則の一つである協同組合の「共同体」的性格は（本節第2項参照）、これとも関連して、さらなる高度成長・市場経済化のいっそうの進展の過程で生じうる社会的諸変動、結果としての社会的不安定を和らげる、いわばクッションとしての機能を期待されている原則でもある⁽¹³⁴⁾。

しかし、現行の党路線が、農業協同経営・協同組合の社会機能の強調とも関連して、1996～2000年経済開発戦略において雇用の促進、また各地域の均等開発、後進農山村・地域に対する社会政策の強化を主張し⁽¹³⁵⁾、その根拠として、市場経済化には「社会主義の本質と矛盾する」、「貧富の格差を極端に拡大する趨勢がある」（傍点は引用者）⁽¹³⁶⁾と述べる時、そこには上述の諸問題とはまた別の問題、すなわち旧来の社会主義イデオロギー＝「旧思考」の残

存、ないしそのいっそうの顕在化という問題が存在していてもいいと思われる⁽¹³⁷⁾。周知のように、最近の開発経済学は、経済成長（ここでは市場経済化）と所得分配の不平等との間には、前者の進展とともに後者も必然的に拡大すると言いうるわけではなく、むしろ「すべての国、すべての時代を超えて成立する規則はない」と結論づけているからである⁽¹³⁸⁾。したがって、農業協同経営・協同組合の社会機能が強調される背景にこうした「旧思考」、すなわち急速な市場経済化の過程が「私営商人」の「専横・支配」を必然的に増幅するのと同様、同過程が「貧富の格差」を必然的に「極端に拡大する」という思考が残存し、この思考がここへきていっそう顕在化しているのだとすれば、ここでは、それに伴う問題点をも指摘しておかざるを得ない。すなわち、こうした状況認識の下に農業協同経営・協同組合の社会機能が過度に強調されてしまう場合には、第5節第3項でふれた農業協同組合の経済機能と行政機能・政治機能との分離における第2のタイプまた第3のタイプのそのの不首尾を、むしろ継続させてしまう恐れがある、ということである。

おわりに

1997年12月に開催された共産党第8期第4回中央委員会総会（以下、「第8期4中総」と略記）は、現行の1996～2000年経済開発戦略を1998～2000年の部分に関して具体化した決議を採択した。同決議は、「協同」化（hop tac hoa）を工業化・近代化、民主化と並ぶ今後の農業・農村開発の最重要課題の一つと位置づけ、協同セクター一般を68号指示と協同組合法とに従って強力に発達させることを確認した。同決議は、68号指示が新たに強調した国営企業等と協同組合との提携の形態についても、これを「発達させる」、としている⁽¹³⁹⁾。

一方、第8期4中総が書記長として組織する最後の党中央委員会総会となったド・ムオイ書記長（当時）⁽¹⁴⁰⁾の同総会における演説は、新タイプの農業

協同経営・協同組合を形成し発達させる必然性・危急性を、従来以上に「私営商人」の「専横・支配」に、しかもこの一点のみに帰している。ド・ムオイ書記長は「現在、農民は、……耕作するに人を雇い、ポンプを借り、水を貰い、作物の保全に金を払わなければならない。こうしたサービス事業は、主に私営セクターが行っている。……農民は、インプットの価格もアウトプットの価格も私営商人に支配されている。協同化は、農民にとって……危急の要求である」⁽¹⁴¹⁾と述べている。

私営商人が「悪役」視される理由については、すでに第5節第4項において、「急速な」開発への願望とも密接に関連する従来の社会主義イデオロギー＝「旧思考」の残存を指摘することにより、総括した。みられるように、この「旧思考」は、1996年の第8回党大会の延長上に位置する上述の4中総（第8期）において、いっそう強まった感がある⁽¹⁴²⁾。

ただし、私営商人の「専横・支配」が強調される理由としては、この「旧思考」の残存に加えて、さらに特殊ベトナム的な問題も存在しているであろうことを指摘しておくのが公正であろう。この「おわりに」では、この点についてふれておきたい。

留意されるべきことは、私営商人の「専横・支配」が農業協同経営・協同組合運動との関連で問題となるのは、第5節第1項で見たように、実際には、農業生産が市場経済に従う地域、とりわけ南部、特にメコンデルタ地域においてである、ということである。このかぎりでは、「私営商人」問題は、部分的にはベトナムにおける「南部」問題という問題の一部でもある。近年、チュウ・ヴァン・ラム (Chu Van Lam) は、今後の農業協同経営・協同組合運動の重点の一つとして、特に新タイプの農業協同経営がメコンデルタ地域において私営商人の担う穀物流通を代替すべきことを主張している⁽¹⁴³⁾。

このラムの議論を鑑みる時、私営商人と農業協同経営・協同組合という問題、ないし農業協同経営・協同組合の私営セクターに対する優位を必然的であるとする（第5節第4項参照）現行の党路線の背景には、「旧思考」の残存という問題に加えて、さらに「南部」問題の一部である「華人」問題が、そ

の重要な構成要素としておそらく存在している、といえよう。したがって、本格的な考察には別稿を要するとはいえ、この問題は、経済問題（「効率化」という問題）としてだけでは解けない特殊ベトナム的な、あるいは東南アジア諸国が共通に抱える優れて政治的な問題の一部でもある、と捕捉しておくことができる、と考える。

農業協同経営・協同組合問題が経済問題としてだけでは解けないことは、前節第4項で総括したばかりの、近年における農業協同経営・協同組合の社会機能の強調という問題についても同様である。同問題も本格的に論ずるには稿を改める必要があるため、ここでは、別のところで述べた諸点⁽¹⁴⁾を以下のように要約しておくにとどめたい。

すなわち、農業協同経営・協同組合の社会機能が遂行されるべき農村、特に後進農山村・地域の多くは、おしなべて過去の民族解放闘争・戦争にインボルブされてきた地域とオーバーラップしているが、この点を鑑みる時、社会機能の強調という問題の背景には、前節第4項で確認した「旧思考」、しかもそのいっそうの顕在化という問題に加えて、「私営商人」問題と同様、あるいはそれ以上に特殊ベトナム的な問題、つまり、30年にわたる民族解放闘争・戦争に功労があったもののドイモイ下の経済開発・市場経済化の下ではどちらかといえばワリを食ってきたこれら地域・階層を今後のさらなる高度成長・市場経済化のいっそうの進展を前に「民族の大同団結」という観点から救済する、しなければならないという問題が存在しているのである、と。

注(1) 本章は、地域研究に分類される一論であると考えられる。ただし、本章の叙述にあたっては、近年開発経済学に応用されることが著しい「内部組織の経済学」、「不完全情報の経済学」の基本的な諸成果をも参考にした。

なお、ドイモイ下の農業協同組合改革自体を扱った先行研究のうち本章が引用しなかった主要な業績としては、Chu Van Lam, Nguyen Thai Nguyen, Phung Huu Phu, Tran Quoc Toan, Dang Tho Xuong, *Hop Tac Xa Nong Nghiep*

- Viet Nam Lich Su-Van De-Trien Vong* [ベトナムの農業協同組合——歴史・問題・展望], Hanoi: Nha xuất ban Su that, 1992, pp.1-204/Lam Quang Huyen, *Kinh Te Nong Ho va Kinh Te Hop Tac trong Nong Nghiep* [ベトナム農業における農家経営と協同経営], Hanoi: Nha xuất ban Khoa hoc xa hoi, 1995, pp.1-124/村野勉「動き出す農業『刷新』——画期的な政治局決議」(『アジアトレンド』第45号, 1989年2月) 24~32ページ/出井富美「ベトナム農業の改革と発展過程」(関口末夫・トラン・ヴァン・トゥー編『現代ベトナム経済——刷新(ドイモイ)と経済建設』勁草書房, 1992年) 54~78ページ, 等がある。近年はベトナム農村の実態調査に基づく研究成果も発表されつつある。岩井美佐紀の諸業績は, その代表的なものであろう。
- (2) Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac trong Nong Nghiep Nong Thon tren The Gioi va Viet Nam* [世界とベトナムにおける農業・農村の協同経営], Hanoi: Nha xuất ban Thong ke, 1996, p.132.
- (3) *Vietnam Economy 1986-1990*, Hanoi: Statistical Publishing House, 1992, p.4.
- (4) Hoc Vien Chinh Tri Quoc Gia Ho Chi Minh Khoa Kinh Te Phat Trien, *Kinh Te Hoc ve To Chuc Phat Trien Nen Kinh Te Quoc Dan Viet Nam* [ベトナムの国民経済開発の組織に関する経済学], Hanoi: Nha xuất ban Chinh tri quoc gia, 1996, p.229.
- (5) 正確には「ベトナム戦争に兵士を派遣した農家の」と言うべきであろう。
- (6) 上述の農業協同組合の均等主義に従う分配も, 農業協同組合が担う, こうした社会機能の一表現であった, と評価することができよう。
- (7) Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac*……, p.135.
- (8) 個々人が保有する情報は, 現実には, 均等でなく格差が存在する(情報の非対称性)。この場合, 本節の叙述に即していえば, 情報をより多く保有する側=農業協同組合組合員がより少なく保有する側=農業協同組合を欺いてしまう結果(モラルハザード), 農業協同組合=「政府」は, 効率性を達成しえずに「失敗」してしまう。例えば, 速水祐次郎『開発経済学』創文社, 1995年, 219~222, 239~240ページ/マイケル・P・トダロ著・岡田靖夫監訳・OCDI 開発経済研究会訳『M・トダロの開発経済学』国際協力出版会, 1998年, 375ページを参照。
- (9) 竹内郁雄「社会主義ベトナムのシステム転換——『上級機関と企業との間の支配従属関係』問題を中心に」(竹内郁雄・村野勉編『ベトナムの市場経済化と経済開発』アジア経済研究所, 1996年) 19~20ページを参照。
- (10) 本パラグラフと次のパラグラフの叙述は, 断りのないかぎり, 同上論文, 22~23ページ/Dang Duc Dam, *Vietnam's Economy 1986-1995*, Hanoi: The Gioi Publishers, 1995, pp.55-59による。
- (11) すでに, 組合員の家族経営は, ドイモイへと連なる1979年以来的経済諸改革

- のなか、81年に発令された共産党書記局100号指示に従い最終生産物の請負制を適用・拡大される過程で、その自主権の若干の強化が進行していた。
- (12) Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi Quan Ly Hop Tac Xa theo Luat Hop Tac Xa* [協同組合法に従う協同組合の発達と刷新], Hanoi: Nha xuất bản Chính trị quốc gia, 1997, pp.58-59.
- (13) “Bao cao chinh tri cua ban chấp hành trung ương (khoa VI) tại đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ VII” [第7回党大会における中央委員会(第6期)の政治報告], in *Dang Cong San Viet Nam* [ベトナム共産党], *Mot So Van Kien cua Dang ve Phat Trien Nong Nghiep* [農業開発に関する若干の党文献], Hanoi: Nha xuất bản Chính trị quốc gia, 1993, p.92.
- (14) 竹内「社会主義ベトナムの……」23ページ。
- (15) 以下の本項の叙述は、断りのないかぎり、Dang Duc Dam, *Vietnam's Economy ……*, pp.63-69による。
- (16) Tran Duc, *Hop Tac trong Nong Thon Xua va Nay* [農村の協同今昔], Hanoi: Nha xuất bản Nong nghiep, 1994, pp.141-142.
- (17) 村野勉「ベトナム農業の刷新——成果と課題」(竹内・村野編『ベトナムの市場経済化……』) 56～58ページを参照。
- (18) 同上論文, 55～56ページを参照。
- (19) 1997年12月現在、土地利用権の権利証書が交付された農業用地は、約50%である (*Thoi Bao Kinh Te Viet Nam* [ベトナム経済タイムス], 24 Dec. 1997)。
- (20) 同問題に関する第7回党大会政治報告, 2中総(第7期)決議のテキストは、それぞれ、*Dang Cong San Viet Nam*, *Mot So Van Kien*……, p.92/ *ibid.*, p.106.
- (21) “Nghị quyết hội nghị lần thứ năm ban chấp hành trung ương đảng khoa VII-tiếp tục đổi mới và phát triển kinh tế xã hội nông thôn” [党第5回中央委員会総会決議(第7期)——農村の経済・社会の刷新・開発の継続], in *Dang Cong San Viet Nam*, *Van Kien Hoi Nghi Lan Thu Nam Ban Cháp Hành Trung Ương khoa VII* [第5回中央委員会総会(第7期)文献], Hanoi: 1993, p.58を参照。
- (22) Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac*……, pp.210-211を参照。
- (23) “Nghị quyết hội nghị lần thứ năm……,” p.56.
- (24) *ibid.*, p.66.
- (25) Do Muoi, “Tiếp tục đổi mới và phát triển mạnh mẽ kinh tế - xã hội nông thôn” [農村の経済・社会の強力な刷新と発達を継続しよう], in *Dang Cong San Viet Nam*, *Van Kien Hoi Nghi* ……, pp.20-21.
- (26) この点は、竹内郁雄「『規制された市場メカニズム』への移行——ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題」(五島文雄・竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』アジア経済研究所, 1994年) 65～151ページを参照。
- (27) Do Muoi, “Tiếp tục đổi mới……,” pp.18-19.

- (28) *ibid.*, p.20.
- (29) *ibid.*, p.21.
- (30) “*Nghi quyet hoi nghi lan thu nam……*,” p.65.
- (31) この点は、ド・ムオイ書記長の演説が(4)の工業・小手工業について、工業・小手工業それ自体ではなく、これをサポートするサービス業務をいっそう拡大することを強調していることから理解されうる (Do Muoi, “*Tiep tuc doi moi……*,” p.21)。
- (32) *ibid.*, p.22.
- (33) “*Nghi quyet hoi nghi lan thu nam……*,” p.65.
- (34) Do Muoi, “*Tiep tuc doi moi……*,” p.23.
- (35) *ibid.*, p.21.
- (36) “*Nghi quyet hoi nghi lan thu nam……*,” p.64.
- (37) *ibid.*
- (38) 前者を踏襲したものとして、Bui Huy Dap & Nguyen Dien, *Nong Nghiep Viet Nam tu Coi Nguon den Doi Moi* [太古からドイモイまでのベトナム農業], Hanoi: Nha xuất bản Chính trị quốc gia, 1996/ Truong Dai Hoc Kinh Te Quoc Dan Bo Mon Kinh Te Nong Nghiep, *Kinh Te Nong Nghiep* [農業経済], Hanoi: Nha xuất bản Nong nghiep, 1996, などを、後者を踏襲したものとして、Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac……*/Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem, *Nua The Ky Phat Trien Nong Nghiep Nong Thon Viet Nam 1945-1995* [ベトナム農業・農村の発達半世紀 1945~1995年], Hanoi: Nha xuất bản Nong nghiep, 1996/ Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi……*などをあげることができる。
- (39) Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac……*, p.161.
- (40) Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem, *Nua The Ky……*, p.123/ Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi……*, p.63.
- (41) Bui Huy Dap & Nguyen Dien, *Nong Nghiep Viet Nam……*, p.366.
- (42) Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem, *Nua The Ky……*, p.123/ Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi……*, pp.63-64を参照。
- (43) そもそも協同組合の存在理由を「資本主義経済にまき込まれ、その圧迫に悩む小生産者や消費者が、その弱点を協同の力で補い、資本主義に対抗してゆく」(佐伯尚美著『農業経済学講義』東京大学出版会、1989年、245ページ)ことに求めるマルクス経済学の議論(佐伯は日本のマルクス経済学の一学派である宇野学派の1人)は、「市場交渉力の強化」論を裏側(市場が不安定であるとする立場)から見るものである。この点については、さらに本章注(55)を参照。
- (44) 荏開津典生『農業経済学』岩波書店、1997年、82~86ページを参照。
- (45) すでに挙げた、Tran Duc, *Hop Tac……*と、Dao The Tuan, *Khao Sat Cac Hinh Thuc To Chuc Hop Tac cua Nong Dan Nuoc Ta Hien Nay* [現在のわが国

- の農民の協同組織形態に関する考察], Hanoi: Nha xuất bản Chính trị quốc gia, 1995, の2書。
- (46) 生源寺真一・谷口信和・藤田夏樹・森建資・八木宏典著『農業経済学』東京大学出版会, 1993年, 101ページを参照。
- (47) 例えば, 賀川昭夫・辻正次編『現代経済学の基礎(2)ミクロ経済学』有斐閣, 1997年, 第9章第1項等を参照。
- (48) Tran Duc, *Hop Tac*……, p.144.
- (49) Dao The Tuan, *Khao Sat* ……; pp.108-114.
- (50) アジア経済研究所・朽木昭文・野上裕生・山形辰史編『テキストブック開発経済学』有斐閣, 1997年, 109~110ページを参照。
- (51) 同上書, 第7章のほか, 速水『開発経済学』第9章/原洋之介『開発経済論』岩波書店, 1996年, 第3章などを参照。なお, 本文の叙述にあたっては, 絵所秀紀『開発の政治経済学』日本評論社, 1997年, 第4章第2節の叙述をも参照した。
- (52) 原『開発経済論』56~59ページ/速水『開発経済学』254~260ページを参照。
- (53) 速水『開発経済学』260~271ページを参照。
- (54) Tran Duc, “Cac loại hình kinh tế hợp tác trong nông thôn” [農村における各種の協同経営], *Tap Chi Công Sản* [共産主義], 1996, p.52.
- (55) 本章注(43)で引用した佐伯は, 協同組合の「本格的発展がみられるのは資本主義の帝国主義段階以降においてである」(佐伯『農業経済学講義』246ページ)と述べている。「帝国主義段階」とは「資本主義の最高の発展段階」(レーニン)であり, その「独占的段階」(『大月 経済学辞典』大月書店, 1972年, 672ページ)である。したがって, マルクス経済学の議論も, 農業協同組合が「本格的発展」を遂げる条件として, やはり独占を伴う先進国経済の市場経済(ここでは「資本主義」)を想定している。
- (56) Tran Duc, *Hop Tac*……, p.150.
- (57) 例えば, 賀川・辻編『現代経済学の基礎(2)……』第9章第2項等を参照。
- (58) Tran Duc, *Hop Tac*……, p. 150.
- (59) Dao The Tuan, *Khao Sat* ……; p.124.
- (60) Bui Huy Dap & Nguyen Dien, *Nong Nghiep Viet Nam*……, p.365.
- (61) Hoang Hien, “Ca nước có 38,235 tổ chức kinh tế hợp tác đa dạng trong nông nghiệp, nông thôn” [農業・農村の多様な協同経営, 全国に3万8235], *Nhan Dân* [人民], 5 Oct. 1997.
- (62) “Báo cáo chính trị ban chấp hành trung ương đảng khóa VII tại đại hội toàn quốc lần thứ VIII của Đảng” [第8回党大会における中央委員会(第7期)政治報告], in *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan Thu VIII* [第8回党大会文

- 献], Hanoi: Nha xuất bản Chính trị quốc gia, 1996, p.65.
- (63) *ibid.*
- (64) Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem, *Nua The Ky*……, p.120.
- (65) Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi*……, p.58. 実際, 第1のタイプの農業協同組合の絶対数は, 1992年の2832から97年には2458と明らかに減少を続けている。
- (66) “Bao cao chinh tri ban chap hanh trung uong dang khoa VII……,” p.65.
- (67) Tran Duc, *Hop Tac*……, p.142.
- (68) Bui Huy Dap & Nguyen Dien, *Nong Nghiep Viet Nam*……, p.361.
- (69) 重富真一『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所, 1996年, 46ページに掲載の表を参照。
- (70) Tran Duc, “Cac loai hinh kinh te hop tac……,” p.52.
- (71) Vien Kinh Te Hoc, *Kinh Te Ho trong Nong Thon Viet Nam* [ベトナム農村における家族経営], Hanoi: Nha xuất bản Khoa hoc xa hoi, 1996, pp.131-132を参照。ちなみに, 北部紅河デルタ地域の農家1戸当たりの耕地面積は, フランス植民地時代に約0.4ヘクタールであったものが, 近年は0.2ヘクタールにまで減少している。
- (72) *ibid.*, p.132.
- (73) この, 非私営セクターを通じたほうが「取引費用」が高くつくという状況は, 奇しくもレーニン (V. I. Lenin) が農民の自由意思による協同組合の形成を訴えた「新経済政策」(ネップ) 当時の旧ソ連の農村の状況と酷似している。雀部幸隆『レーニンのロシア革命像』未来社, 1980年, 第6章第4節を参照。
- (74) *Thoi Bao Kinh Te Viet Nam*, 4 Apr. 1998.
- (75) Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac*……, p.211.
- (76) Le Ngoc Hoan, “Thuong nghiep nha nuoc va thi truong nong thon” [国営商業と農村市場], *Sai Gon Giai Phong* [解放サイゴン], 4 Dec. 1997.
- (77) Dao The Tuan, *Khao Sat*……, p.121.
- (78) Nguyen Anh Ngoc, “Dinh che tin dung nong thon Viet Nam hien trang va cac giai phap de nghi” [ベトナムにおける農村金融の制定 現状と提言するべき方策], *Phat Trien Kinh Te* [経済開発], Nov. 1997, p.31.
- (79) Do Xuan Truong, “Cho vay von doi voi ho nong dan hien nay” [現在の対農家資金貸付], *Tap Chi Tai Chinh* [財政], No.3, 1998, p.37.
- (80) Nguyen Khien Phuoc, “Da di vay la kho roi!” [金を借りるって大変], *Nhan Dan*, 7 June 1997.
- (81) 今井賢一・伊丹啓之・小池和男著『内部組織の経済学』東洋経済新報社, 1982年, 59ページを参照。
- (82) 例えば, Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi*……, p.60.

- (83) *ibid.*, pp.61-62.
- (84) 「インサイダーコントロール」(内部経営者支配)の「強化」とは、社会主義諸国の企業の市場経済化・民営化の過程で「企業のコントロール権の実質的部分」が法的に、ないし事実上「経営者によって(場合によっては従業員との連合を通じて)掌握されること」である(青木昌彦『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社, 1995年, 159~160ページ)。
- (85) Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem, *Nua The Ky*……, p.121. ちなみに、同現象は、経済システム論の立場に従えば、農業協同組合における一種の「ソフトな予算制約」の継続、と形容することができよう。「ソフトな予算制約」については、コルナイ・ヤーノシュ著・盛田常夫編訳『経済改革の可能性——ハンガリーの経験と展望』岩波書店, 1986年, 第1~2章, 第6章/竹内「『規制された市場メカニズム』……」72~76ページを参照。
- (86) この整理は、筆者が1996, 97年に委員として参加した国際協力事業団(JICA)のプロジェクト「ヴィエトナム国市場経済化支援検討委員会」第4トピック「国営企業改革」の諸部会における石川滋主査の諸報告レジュメ(非公開)によるところが大きい。
- (87) もちろん、同現象が計画経済の残存にのみ帰される現象であるのか否かは、検討の余地があろう。詳細は省くが、上述の農業協同組合のうち、第2のタイプのそのなかには、組合員家族(委託人=プリンシパル)から購入・販売事業を委託された協同組合主任ら指導スタッフ(代理人=エージェント)が、組合員家族の無知をよいことに、購入した農業用資材を組合員家族に高く売りつけたり販売した農産物代金をピンはねしたりする、開発途上国に著しい「情報の非対称性」に起因する非道徳的行為(モラルハザード)を営んでいるとみられる農業協同組合もまた、存在しているからである。
- (88) 以下の本項の叙述は、断りのないかぎり、Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem, *Nua The Ky*……, pp.121-122を参照。
- (89) 近年のベトナム農村は、「郷約」(huong uoc)の「復活」等(同問題については、例えば、岩井美佐紀「ドイモイ以降の社会的変化の一断面——ベトナムにおける「新農村」建設の模索」<田中忠治先生退官記念論文集刊行委員会編『地域学を求めて 田中忠治先生退官記念論文集』田中忠治先生退官記念論文集刊行委員会, 1994年>293~308ページ/古田元夫『ベトナムの現在』講談社, 1996年, 第7章等を参照)、伝統社会への回帰が著しいが(Tran Duc, *Hop Tac*……, p.133)、こうした「伝統」に回帰しつつある農村は同時に農業協同組合における上述の「インサイダーコントロールの強化」を伴う農村でもあること、すなわち市場経済下の制度としての「中間組織」、あるいは協調行動としての「共同体」的信頼関係を形成するにはいたっていない農村であること、に留意するべきであろう。上述の古田も、最近策の一つでは、同問題に言及している

- (古田元夫「開発援助と民主主義」(『岩波講座 開発と文化 6 開発と政治』岩波書店, 1998年) 196ページ)。
- (90) これとの関連で, Phan Dai Doan (Chu Bien), *Quan Ly Xa Hoi Nong Thon Nuoc Ta Hien Nay: Mot So Van De va Giai Phap* [現在の我が国の農村社会の管理——若干の問題と方策], Hanoi: Nha xuất bản Chinh tri quoc gia, 1996, pp.20-21を参照されたい。
- (91) Nguyen Sinh Cuc-Nguyen Van Tiem, *Nua The Ky*……, p.122.
- (92) この点は常識であろうが, 念のため, 社会主義経済論からは, A・ノープ・公文俊平訳『ソ連経済』日本評論社, 1967年の第12章, 開発経済学からは, 速水『開発経済学』236~239ページの参照を求めておく。
- (93) 近年, ドイモイ下の農業協同経営・協同組合運動が「日本の農協などの性格に近い新しいタイプ」の協同組合の形成過程として形容される場合がある(例えば, トラン・ヴァン・トゥー『ベトナム経済の新展開——工業化時代の始動』日本経済新聞社, 1996年, 55ページ。実際, ベトナムの党イデオログ・研究者のなかにも, こうした見解を有する者が少なくない)が, こうした事情がその背景の一つを形成している, といえよう。なお, 私見では, 「市場交渉力の強化」という議論が展開される理由としては, さらに, 以下に記す従来の社会主義イデオロギー=「旧思考」の残存という問題のほか, 近年のベトナムの経済諸政策の立案に際する, 新古典派経済学の「市場経済」観に従うIMF・世銀等の影響力の増大という点も重要であろうと考える。
- (94) アジア経済研究所・朽木・野上・山形編『テキストブック……』113~114ページを参照。
- (95) 佐伯啓思『市場経済の経済学』新世社, 1991年, 201~205ページ/原『開発経済論』67~75ページを参照。
- (96) 「部分が存在する」とした点については, 本章「おわりに」を参照されたい。
- (97) 例えば, “Bao cao chinh tri ban chap hanh trung uong dang khoa VII……”を参照。
- (98) Hoang Kim Giao, “Mot so van de ve kinh te hop tac va kinh te hop tac xa” [協同経営・協同組合に関する若干の問題], *Tap Chi Nghien Cuu Kinh Te* [経済研究], Sep. 1997, pp.57-58.
- (99) *Nhan Dan*, 27 May 1997.
- (100) *ibid.*
- (101) *ibid.*
- (102) 竹内郁雄「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」(『アジア経済』第38巻第8号, 1997年8月) 6~7ページを参照。
- (103) *Nhan Dan*, 27 May 1997. この意味で, 「市場交渉力の強化」論という観点はいっそう強まった, と言いうる。

- (104) *ibid.*
- (105) *ibid.*
- (106) 竹内「ベトナム共産党第8回大会……」7～8ページを参照。
- (107) *Nhan Dan*, 27 May 1997.
- (108) *ibid.*
- (109) *ibid.*
- (110) *ibid.*
- (111) このうち概説書については、例えば、Nguyen Van Bich, *Phat Trien va Doi Moi*……, p.65を参照。
- (112) 上述のタインホア省ラムドン等とはまた別であるが、ベトナムの新聞・雑誌等が近年高い評価を与えている国営企業と協同組合等との提携形態の一つとして、カントー市のハウ川農場 (nong truong song Hau) の事例をあげることができる。
- (113) Nguyen Dien, *Kinh Te Hop Tac*……, pp.220-225/Vien Nghien Cuu Quan Ly Kinh Te Trung Uong, *100 Cau Hoi Dap ve Luat Hop Tac Xa* [協同組合法問答100], Hanoi: Nha xuất bản Lao dong, 1997, pp.9-11を参照。
- (114) *ibid.*
- (115) 以下、「協同組合法」からの引用は、煩雑を避けるため、本文中に条項を記すことによって代える。同法のテキストは、*Nhan Dan*, 20 Apr. 1997を参照。
- (116) “Bao cao chinh tri ban chap hanh trung uong dang khoa VII……,” p.95.
- (117) Vien Nghien Cuu Quan Ly Kinh Te Trung Uong, *100 Cau Hoi Dap*……, pp.29-31.
- (118) *ibid.*, p.16.
- (119) *ibid.*, p.7を参照。
- (120) *ibid.*, p.86.
- (121) *ibid.*, pp.12-13.
- (122) *ibid.*, pp.8-9.
- (123) *ibid.*, pp.111-112.
- (124) *Nhan Dan*, 6 Mar. 1997/石田暁恵「ベトナムの市場経済化と経済関係法の整備」(『アジア経済』第39巻第7号, 1998年7月) 61ページを参照。
- (125) Hoang Hien, “Cac tinh phia nam xay dung 50,274 to kinh te hop tac da dang” [南部各省, 5万274の多様な協同経営を建設], *Nhan Dan*, 13 Oct. 1997.
- (126) 1997年末現在, 96年6月に発令された首相指示41号に従い, 過去10年間の農業協同経営・協同組合運動の総括が各省にて開始されつつある。同総括の先頭に位置するのは, 南部メコンデルタ諸省, 特にカントー省である。
- (127) PV, “Xay dung thi diem 99 hop tac xa nong nghiep theo luat hop tac xa” [協同組合法に従う99の農業協同組合を建設], *Nhan Dan*, 7 July 1997を参照。

- (128) Quang Minh, “Vi sao trien khai luat hop tac xa cham?” [なぜ協同組合法の展開は遅いのか], *Nhan Dan*, 16 Oct. 1997.
- (129) *ibid.* なお、協同組合法に従う新タイプの農業協同組合への転換が遅い理由として、ほかに、組合員農家に対する土地利用権権利証書の交付の遅れ（まったく同義ではないが「私的所有権」の確定の遅れ）との関連を指摘する党イデオログ・研究者も存在する。ただし、この問題は、稿を改めて（例えば、ドイモイ下の家族農業経営の発達との関連で）検討されるべき問題である、と考える。
- (130) *Nhan Dan*, 12 Feb. 1998.
- (131) *Bao Nong Nghiep Viet Nam* [ベトナム農業], No.29, 1998.
- (132) 例えば, “Xa Luan: Xay dung hop tac xa kieu moi trong nong nghiep” [社説：新タイプの農業協同組合を建設しよう], *Nhan Dan*, 5 July 1997 / Hoang Hien, “Ca nuoc co 38,235 ……,” / PV, “Trien khai thuc hien luat, cac nghi dinh cua chinh phu ve xay dung hop tac xa” [協同組合の建設に関する法と政府の議定の遂行を展開しよう], *Nhan Dan*, 8 July 1997などを参照。
- (133) この点については, Tran Dinh Hoan, *Chinh Sach Xa Hoi va Doi Moi Co Che Quan Ly Viec Thuc Hien* [社会政策, その遂行管理メカニズムの刷新], Hanoi: Nha xuất bản Chinh tri quoc gia, 1996, pp.51-60を参照。
- (134) これと関連して, Nguyen Van Dang, “Mot so van de ve kinh te hop tac” [協同セクターに関する若干の問題], *Tap Chi Cong San*, No.9, 1996, pp.33-34を参照されたい。
- (135) 竹内「ベトナム共産党第8回大会……」7～8ページを参照。
- (136) “Bao cao chinh tri ban chap hanh trung uong dang khoa VII……,” p.72 / 竹内「ベトナム共産党第8回大会……」18ページをも参照。
- (137) 「が存在している」とした点については, 本章「おわりに」を参照されたい。
- (138) 山形辰史編『やさしい開発経済学』アジア経済研究所, 1998年, 197ページ。なお, アジア経済研究所・朽木・野上・山形編『テキストブック……』17～19ページをも参照。
- (139) “Nghi quyet hoi nghi lan thu tu BCH trung uong Dang (khoa VIII) ve tiep tuc day manh cong cuoc doi moi, phat huy noi luc, nang cao hieu qua hop tac quoc te, can kiem de cong nghiep hoa, hien dai hoa, phan dau hoan thanh cac muc tieu kinh te-xa hoi den nam 2000” [ドイモイを促進し国内の力を発揮し国際協力の効率を向上させ工業化・近代化のために節約して2000年までの経済社会諸目標を達成するよう努力することを継続することに関する第4回中央委員会総会（第8期）決議], *Nhan Dan*, 3 Jan. 1998.
- (140) この4中総（第8期）に際し, ド・ムオイに代わって, レ・カ・ヒュー

(Le Kha Phieu) が共産党書記長に就任した。

(141) *Nhan Dan*, 30 Dec. 1997.

(142) 前節第4項で指摘した問題との関連でいえば、ここには、「私営商人」の「専横・支配」, 「独占」等のために「貧困」に突き落とされる農民層, その農民層を救済するための(農業)協同組合における社会機能の強調というロジックが存在している, といえよう。

(143) Chu Van Lam, “Phat trien kinh te hop tac trong nong nghiep thoi ky moi” [新時代の農業における協同セクターの発達], *Tap Chi Nghien Cuu Kinh Te*, Nov. 1997, p.32. ただし, 政府は, 1998年にメコンデルタの穀物50万トンを五つの私営組織が輸出することを条件つきで許可した (*Thoi Bao Kinh Te Sai Gon* [サイゴン経済タイムス], No.3, 1998, p.11)。

(144) 竹内「ベトナム共産党第8回大会……」18ページを参照。